

令和7年12月1日（月）
午前8時45分～9時15分
庁議室

令和7年度 第22回庁議次第

議題

○ 報告事項

- ① 令和7年度多面評価の試行実施について（政策部・総務部）
(職員課)
- ② 令和7年第10回国分寺市教育委員会定例会及び令和7年第2回国分寺市教育委員会臨時会について
(教育総務課)
- ③ 「第5次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）」（案）の
パブリック・コメントの実施について
(学校指導課)

○ その他

令和7年度 多面評価の試行実施について（政策部・総務部）

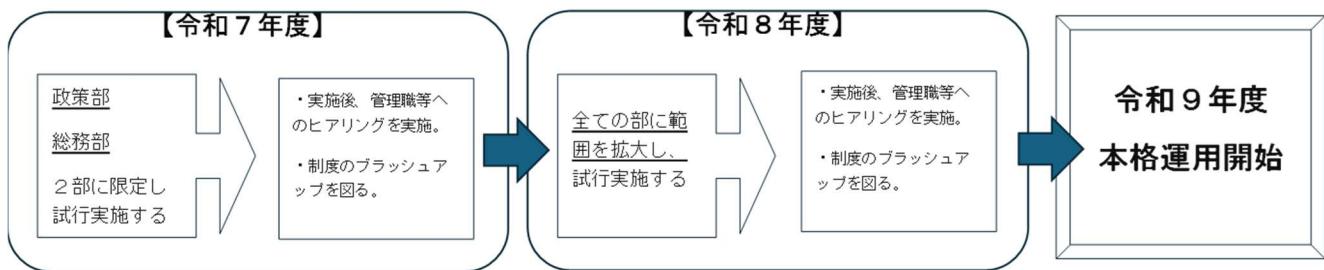
1. 多摩26市の現状

多面評価を実施している自治体は小金井市、国立市、武蔵村山市の3市と、試行実施を継続的に実施している多摩市の計4市である。さらに、日野市が令和6年度に試行実施し、今後の本格実施を目指している。

2. 実施目的

管理職のマネジメントサポートのツールとして、様々な角度から評価を行うことにより、自身では気づいていない視点での考察や手法により、マネジメント能力向上を目的に実施する。

3. 実施スケジュール

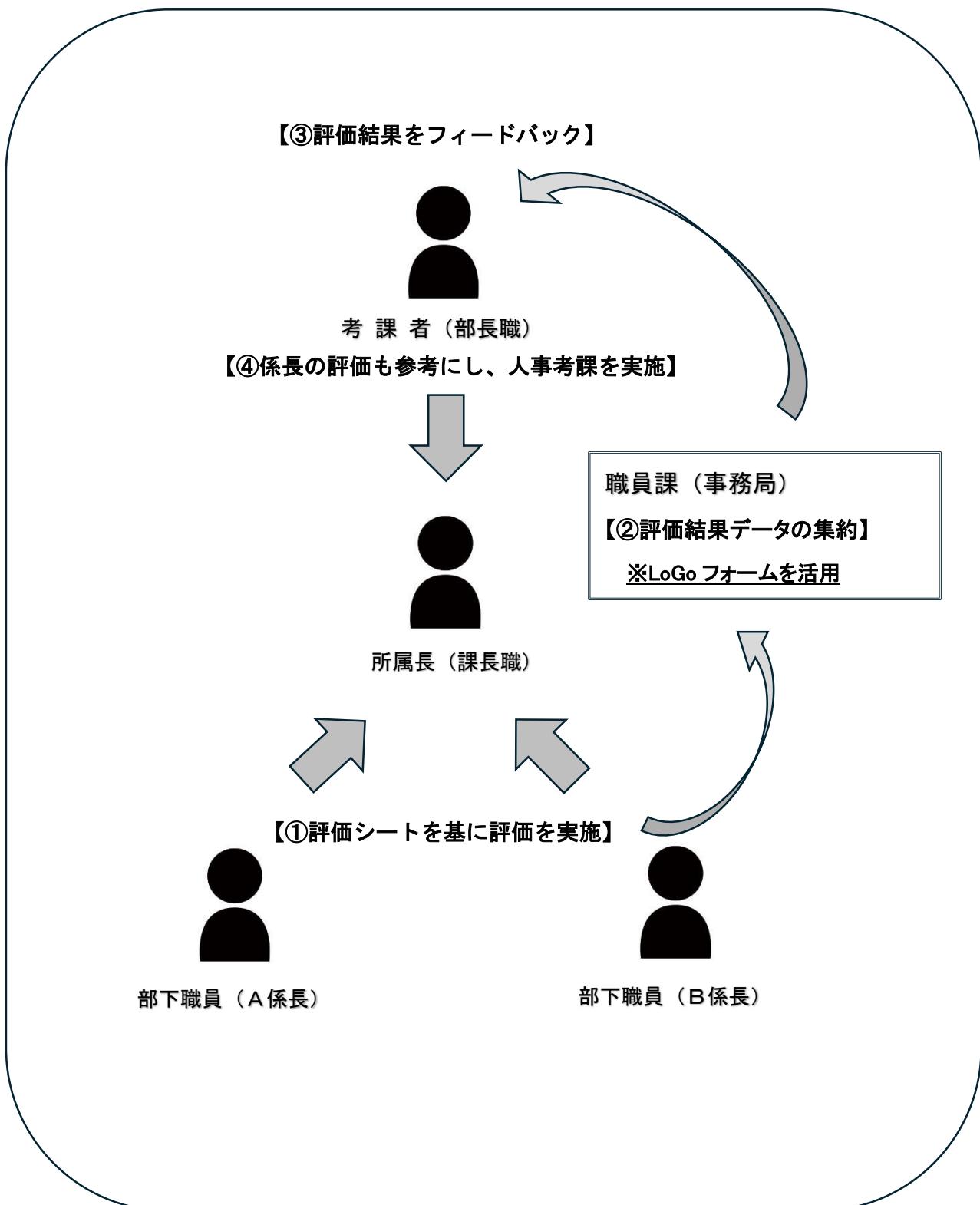


4. 多面評価試行実施の概要

課長職の評価を行う際に、係長からマネジメントに関する課長職の「評価シート」を提出させ、その内容を基にして、部長職が面談を行い、「評価シート」の中にあった、重要な指摘等について確認や指導を行うなど、考課者が評価を行う際の参考資料として、今後のマネジメントの強化に繋げる。

- ・「評価シート」についてはLoGoフォームを活用し、職員の業務量を増やさない効率的なものとする。
- ・自由記載は極力減らし、評価項目を5～1点で評価を行う（「評価基準」参照）。
- ・部長職は部下職員が記載する「評価シート」の内容が、誰からの指摘なのか等、課長職に伝わらないよう最大限の配慮を行う。

5. 多面評価実施イメージ図



6. 評価シートに記載する項目（案）

- ① 日頃から、課の目標を明確に示し、そこに向けたマネジメントがなされているか。
- ② 重要な判断が必要な場面において、的確な説明や判断、指示ができているか。
- ③ 風とおしの良い職場環境を作れるよう、日頃からコミュニケーションを活発に取っているか。
- ④ 課内で問題が発生した際に、自ら先頭に立ち課題の解決に努めているか。
- ⑤ 職員のワークライフバランスを充実させるため、超過勤務削減や有給休暇の取得に向けた勧奨を行っているか。
- ⑥ 人材育成の観点から、必要なタスクを与え、的確なアドバイス等がなされているか。
- ⑦ 上記評価項目の中で気になる点があれば、記入してください。（自由記載）

7. 評価基準

評価点数	段階定義	評価のポイント
5	抜群な水準	何の問題もなく、安心や満足ができる
4	優秀な水準	おおむね安心や満足ができる。
3	標準	満足ではないが、特に不満もない。
2	やや劣る水準	時より不安や不満を感じることがある。
1	劣る水準	常に不安や不満がある。

令和7年第10回国分寺市教育委員会定例会について（令和7年10月30日（木））

議案番号	議案	提案理由	主管課	審議結果
47	令和6年度第2次国分寺市教育ビジョンに基づく主要施策の点検及び評価について	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定により、教育委員会で決定する必要があるための審議	教育総務課	可決

	報告	主管課
1	令和7年第3回定例会の一般質問について	教育総務課
2	寄附の受領について	教育総務課
3	東京都統一体力テスト調査結果について	学校指導課
4	令和8年度教育課程の編成に向けて	学校指導課

令和7年第2回国分寺市教育委員会臨時会について（令和7年11月6日（木））

議案番号	議案	提案理由	主管課	審議結果
48	教員の服務事故の処分について	■秘密会で審議 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第38条の規定により、東京都教育委員会に内申するための審議	学校指導課	可決
49	令和7年度国分寺市一般会計補正予算案について	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和7年国分寺市議会第3回定例会へ提案予定の補正予算案について、市長に意見を述べるための審議	教育総務課	可決
50	国分寺市立教育センター条例の一部を改正する条例について	国分寺市立教育センターの管理運営に関する業務を指定管理者に行わせるため、条例の一部を改正することを教育委員会の意見として市長に述べるための審議	社会教育課	可決
51	国分寺市立教育センター条例施行規則及び国分寺市教育委員会公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則について	国分寺市立教育センターに指定管理者制度を導入するに当たり、規定の整備を行うための審議	社会教育課	可決
52	国分寺市立教育センターの指定管理者の指定について	国分寺市立教育センターの指定管理者候補者を決定するとともに、指定管理者の指定について教育委員会で決定し、教育委員会の意見として市長に述べるための審議	社会教育課	可決

《パブリック・コメント（意見提出手続）》
**「第5次国分寺市特別支援教育基本計画
(義務教育時)」(案)への意見募集**

1. 件名

「第5次国分寺市特別支援教育基本計画 (義務教育時)」(案)

2. 意見の募集期間

令和7年12月15日（月）から令和8年1月14日（水）まで（必着）

3. 公表場所

学校指導課（市役所2階） 市政情報コーナー（市役所1階） ひかりプラザ 各市民サービスコーナー 各公民館 恋ヶ窪図書館 光図書館 各地域センター 福祉センター
市ホームページ 児童発達支援センターつくしんぼ

4. 意見の提出方法及び提出先

- 郵送・窓口：〒185-8501 国分寺市泉町二丁目2番18号
国分寺市教育委員会学校指導課（市役所2階）
 - FAX：042-312-8658
 - メール：shidoushitsu@city.kokubunji.tokyo.jp
- ※「意見」のほか、「件名」、「氏名・住所」（団体にあっては、「名称・代表者名・事務所等の所在地」と下記「5」のいずれかに該当することを明記してください。
※市外在住の方は市内の勤務先・通学先または事業もしくは公益的な活動内容等を併記してください。

5. 意見を提出できる方

- ①市内に在住の方
- ②市内に在勤又は在学の方
- ③市内で事業活動又は公益的な活動をされている方や団体
- ④本市に納税義務のある方や団体
- ⑤当該案件に利害関係のある方や団体

6. 結果の公表予定

令和8年3月（「3」と同じ場所で公表します。）

7. 問合せ先

国分寺市教育委員会学校指導課 電話 042-312-8657

8. その他

- いただいたご意見の概要とそれに対する考え方を後日公表します。直接、回答はいたしませんのでご了承ください。
- 収集した個人情報につきましては、関係法令に基づき適切に取り扱います。

第5次国分寺市特別支援教育基本計画

(義務教育時)

【案】

令和8年●月●日

国分寺市教育委員会

目 次

1 計画名及び計画期間.....	3
2 特別支援教育の理念と国及び東京都の動向	4
■特別支援教育の理念.....	4
■国及び東京都の動向.....	4
3 共生社会の形成に向けて	5
4 国分寺市の目指す学びのまちの姿.....	6
5 国分寺市の特別支援教育の実施状況	8
(1) 市立小・中学校における特別支援学級等の設置状況	8
(2) 義務教育時の支援体制.....	10
6 第4次国分寺市特別支援教育基本計画における成果と課題.....	12
7 令和8年度以降の特別支援教育を推進するために検討した課題	16
8 令和8年度以降の特別支援教育の方向性.....	18
9 第5次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）の取組項目	20
附属資料	34

本文中、用語解説にある用語については、単語の末尾に*印をつけています。

計画名及び計画期間

(1) 計画名について

前計画の「第4次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）」を踏まえ、「第5次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）」を本計画名とします。

(2) 計画の期間について

前計画は、4年間を期間としていましたが、本計画については、以下の理由により、8年間（令和8年間から令和15年間まで）を計画期間とします。

【理由】

「国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）」は、「国分寺市教育ビジョン」の具体的な施策を定める個別計画という位置付けとなっています。また、「国分寺市教育ビジョン」は、市の最上位計画である「国分寺総合ビジョン」をはじめ、関係計画とも整合性を図りながら推進することが定められています。

以下の表にみるとおり、「国分寺総合ビジョン」と「国分寺市教育ビジョン」の現行の期間は令和14年度までとなっています。両者の次期ビジョンの内容を「国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）」に適時的に反映させるには、令和15年度までの計画としていくことが妥当と考えました。

また、国分寺市教育ビジョンは、令和10年度に中間評価を実施し、ビジョンの見直しを検討するとしています。このことから、「国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）」においても、令和11年度中に計画の中間評価を行い、国分寺市教育ビジョンの内容を反映させながら、見直しを検討します。

計画名	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度		
国分寺市総合ビジョン	前期実行計画				後期実行計画				次期総合ビジョン			
国分寺市教育ビジョン	第3次教育ビジョン ※令和10年度に中間評価を実施					次期教育ビジョン						
特別支援教育基本計画	第4次 計画	第5次計画（案） ※令和11年度に中間評価を実施					次期計画					

2 特別支援教育の理念と国及び東京都の動向

■特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

平成19年4月1日付19文科初第125号「特別支援教育の推進について(通知)」より

■国及び東京都の動向

年	国	東京都
平成16年		・東京都特別支援教育推進計画 第一次実施計画の策定
平成17年	・特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)	
平成19年	・特別支援教育の推進について(通知) ・特別支援教育の本格的実施	・東京都特別支援教育推進計画 第二次実施計画の策定
平成22年		・東京都特別支援教育推進計画 第三次実施計画の策定
平成23年	・障害者基本法の一部改正	
平成24年	・共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)	
平成26年	・障害者権利条約批准	
平成28年	・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行 ・発達障害者支援法の一部改正	・東京都発達障害教育推進計画の策定
平成29年	・ユニバーサルデザイン2020行動計画の策定	・東京都特別支援教育推進計画(第二期) 第一次実施計画の策定
平成30年	・学校における交流及び共同学習の推進について(報告)	
平成31年	・学校における医療的ケアの今後の対応について(通知)	・東京都教育ビジョン(第四次)の策定
令和4年	・特別支援教育を担う教師の養成のあり方等に関する検討会議(報告) ・国際連合の障害者権利委員会における日本政府報告に関する総括所見	・東京都手話言語条例施行 ・東京2025デフリンピック大会開催決定
令和5年	・通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議(報告)	
令和6年	・初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について(諮問)	・東京都教育ビジョン(第五次)の策定
令和7年	教育課程企画特別部会 論点整理(公表)	

3 共生社会の形成に向けて

<インクルーシブ教育について>

「共生社会」は、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会です。障害者の権利に関する条約第24条によれば、インクルーシブ教育は、人間の多様性の尊重、障害者の社会参加を可能にするという目的のもと、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組みです。同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに的確に応える指導を提供できる、柔軟な仕組みを整備することが重要です。

特別支援教育は、共生社会の形成に向けて必要不可欠なものです。特別支援教育を推進していくことは、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、この観点から教育を進めていくことにより、障害のある子どもにも、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある子どもにも、良い効果をもたらすことができるものと考えられます。

- ① 障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等と連携し、社会全体の機能を活用して、教育の充実を図ること
- ② 障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができますよう、地域の同世代の子どもや人々との交流を通して、地域での生活基盤を形成するよう配慮すること
- ③ 特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、社会の構成員としての基礎を作ること

次代を担う子どもに対し、これらのことを率先して進めていくことは、共生社会の構築につながるものと考えます。それぞれの子どもが、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるよう、環境整備を図ります。

(H24.7.23 中央教育審議会 初等中等教育分科会 特別支援教育の在り方に関する特別委員会

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」より抜粋)

すべての人が自分らしく、また、健康に暮らせるまちをつくるためには、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、国籍や性別を超えて、お互いを尊重し、一人一人の個性を認め合うことが重要です。国分寺に暮らす人たちが様々な価値観に触れることで、人もまちも更に輝いていきます。

国分寺市では、共生社会の実現に向けて、人と人がつながり互いに支え合い、みんなが自分らしくいきいきと暮らせるまちを目指しています。

そのため、令和7年3月に策定した「国分寺市総合ビジョン」に基づき、「国分寺市すべての人を大切にするまち宣言」の理念の下、多様性の尊重と相互理解を促進し、すべての人が生き生きと暮らせる社会の実現を目指し、「共生社会」を推進しています。具体的な取組の一つが、「障害のある人の社会参加を妨げる偏見や差別の解消」です。誰もが住み慣れた地域で、自分らしく暮らす地域共生社会の実現のため、お互いに支え合う地域づくりが必要です。障害や障害のある人についての正しい理解の促進と、社会における障害への認識の向上が求められています。

誰もが、お互いを尊重し、支え合いながら、住み慣れた地域の中で自分らしくいきいきと暮らしていくことができるよう、障害を理由とする差別の解消の推進や障害のある人への合理的配慮*の提供について普及啓発に努めています。

7つの施策と、25の取組方針に基づき、「みんなが自分らしくいきいきと暮らせるまち」の実現に取り組んでいます。

<第2次国分寺市総合ビジョンより>

4 国分寺市の目指す学びのまちの姿

目指す学びのまちの姿

『誰もが幸せな未来を描くまち、
人と人とがつながるまち、
学びが循環するまち 国分寺』

「目指す学びのまちの姿」を実現するための方向性

方向性Ⅱ すべての子どもたちが輝く教育の充実

ⅡーⅠ すべての子どもたちを大切にする教育を進めます

- 教育のどの場においても、子ども一人ひとりのニーズに応じた指導・支援の充実が図られています。
- 特別支援教室運営マニュアルが徹底され、子ども及び学校の実態にあった運営が図られています。
- SSW*が中学校区を巡回し、子ども及び保護者が抱える課題の解決に向けて、学校と関係機関をつなぐなど、連携強化が図られています。
- 教育委員会は関係機関と連携し、多様な支援を整え、不登校の子どもは自身に合った学びを選択して学習に取り組んでいます。

第3次国分寺市教育ビジョン(令和7年2月国分寺市教育委員会)より

2、3の内容を踏まえ、国分寺市教育委員会では、「第3次国分寺市教育ビジョン」の施策の方向性Ⅱに、「すべての子どもたちが輝く教育の充実」を位置付けました。

子どもたちは、集団の中で生活し、他者と関わり合うことで、様々な障害、言語などの壁を乗り越えて、共に学ぶことが当たり前であることを理解します。他者と関わり合う環境の中で、自分とは異なることに気付き、まず自分自身を理解します。それぞれが様々な特性や背景があることを前提として、相互に理解を深め、すべての人を大切にする意識が醸成され、共に成長していきます。

子どもたちが抱える課題は様々ですが、個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、性的指向、国籍及び障害などに関わらず、また、不登校や家庭の状況など多様な背景をもつすべての子どもが、適切な場を選択して学ぶことができるようにしていくことが大切です。国分寺市は、子どもが居住する学区域の学校に行くことを基本としており、その方針は、市内すべての子どもに当てはまります。そのため、市内すべての小・中学校で子どもが抱える課題を解決できるよう、教員は研修に努めるとともに、教育委員会では学校と連携して、子どもの学びの環境を整えています。

しかしながら、子どもが抱える課題を解決するには、学区域の学校の学びの環境だけでは解決することが難しいことがあります。

例えば、子どもと保護者は、子どもの就学時等の実態に応じて、都立特別支援学校*や特別支援学級を設置している学校への進学を選択することができます。子どもの9年間の義務教育での成長と、義務教育後の進学・就労等の将来を考えたとき、子どもにとって適切な学びの場を選択することは大変重要です。

子ども本人その保護者の意思を尊重した上で学びの場を選択し、子どもたちが地域社会の中で共生していくために、副籍制度や交流及び共同学習などの既存の制度の充実が求められています。また、教員だけで支援するのではなく、様々な機関と連携し、子どもが必要とする支援を提供できる専門家と一緒に支援方針を協議していくことが大切です。すべての子どもたちが地域で学び、共に育つことが当たり前であるとの認識のもと、インクルーシブ教育の視点に基づいた共生社会への実現に向けた教育を実践するなど、これまでの知見を活かして、充実を図っていく必要があります。

このような背景から、すべての子どもが自分にあった場所で仲間として一緒に学び、自分たちのことを自分たちで決め、年齢、性別、国籍、障害などに関わらず、他者と自分との違いにより目に見えない壁をつくることなく、他人との比較で優劣をつけるのではなく、誰もが自分らしく学校生活を送ることのできる教育を実現することが重要です。子ども一人ひとりのニーズに応じた質の高い教育を行うため、子どもたち一人ひとりの理解や学習の進度に応じた学びが提供され、誰一人として取り残さない学校教育を展開し、子どもたちの可能性を引き出す教育環境づくりを進めます。

教員や学校に關係する大人も、子どもの自主性を育み、成長を支える立場として適切な支援と教育に取り組んでいきます。そのために、教育委員会と学校は、すべての差別を取り除き、自分が住む地域社会の中で子どもたち一人ひとりに応じた学びによって、子どもたちの可能性を伸ばすことができるよう体制づくりや環境整備を進めています。そして、本市の教育を常に発展させていき、子どもたちが自分自身を大切にするとともに、他者も同じように大切にし、一人ひとりが共に生きる共生社会への形成につながる「すべての子どもたちが輝く教育の充実」を目指して、一人ひとりの学びの権利を保障していきます。

5 国分寺市の特別支援教育の実施状況

(Ⅰ) 市立小・中学校における特別支援学級等の設置状況

国分寺市では、第1次から第4次の国分寺市特別支援教育基本計画(義務教育時)に基づき、特別支援教室や特別支援学級の設置を進めてきました。下の表は、令和6年度における市立小・中学校特別支援学級及び特別支援教室、サポート教室の設置状況を示したものです。

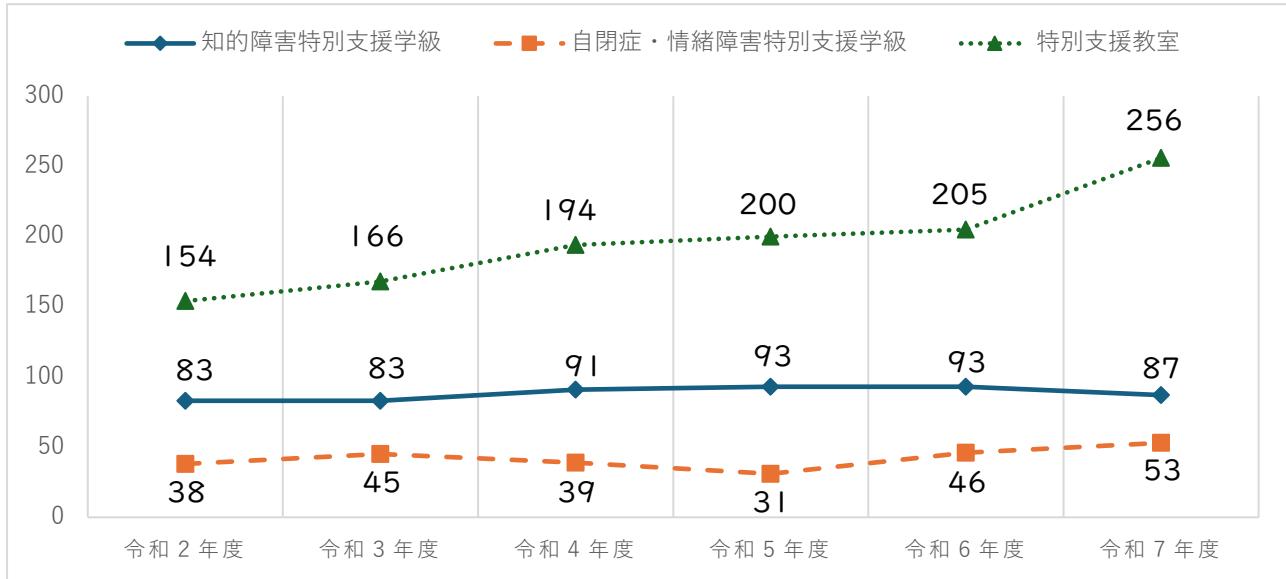
【市立小・中学校における特別支援学級等の設置状況（表中の年度は設置年度）】

	知的障害 特別支援学級	自閉症・情緒障害 特別支援学級	平成30年度	特別支援教室	サポート教室
第一小学校				拠点校	平成 30 年度
第二小学校	昭和 63 年度			巡回校	平成 25 年度
第三小学校				巡回校	平成 22 年度
第四小学校	昭和 33 年度	昭和 53 年度		巡回校	平成 26 年度
第五小学校				拠点校	令和元年度
第六小学校				巡回校	平成 21 年度
第七小学校	昭和 55 年度			拠点校	令和元年度
第八小学校				拠点校	平成 20 年度
第九小学校				巡回校	平成 19 年度
第十小学校			令和3年度	巡回校	平成 20 年度
第一中学校				巡回校	平成 23 年度
第二中学校	昭和 33 年度	平成 27 年度		巡回校	平成 28 年度
第三中学校	平成 23 年度			巡回校	平成 27 年度
第四中学校				巡回校	平成 25 年度
第五中学校				拠点校	平成 29 年度

下のグラフは、令和2年度から令和7年度までの国分寺市における特別支援学級に在籍する児童・生徒数の推移について示したものです。

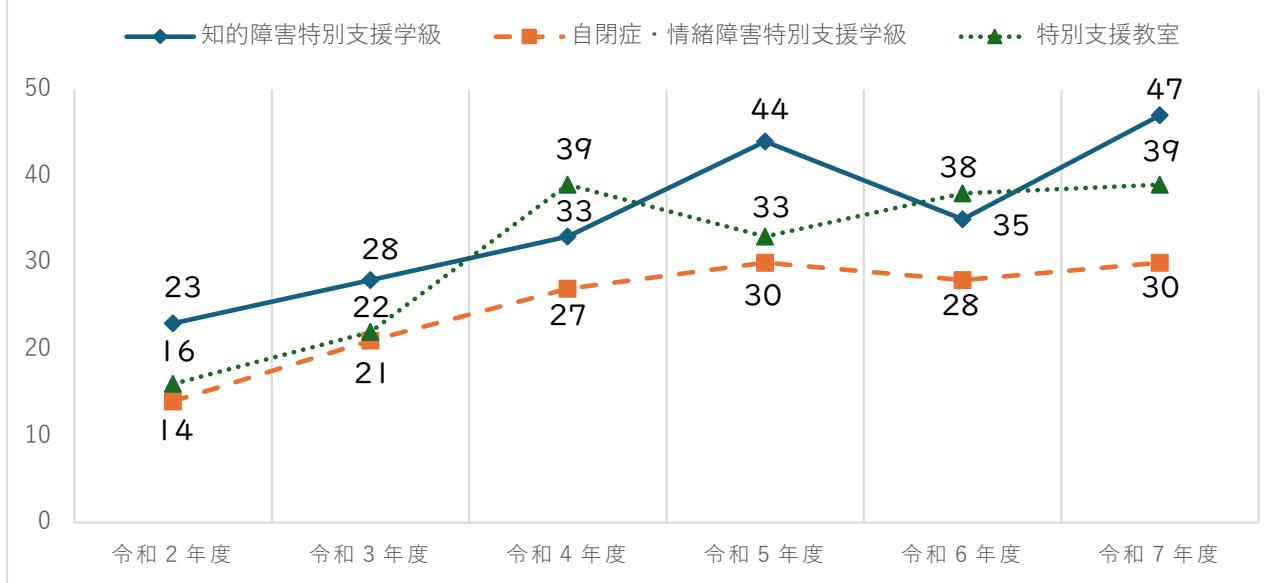
■特別支援学級及び特別支援教室に在籍及び通室する児童数（小学校）

令和7年5月1日時点



■特別支援学級及び特別支援教室に在籍及び通室する生徒数（中学校）

令和7年5月1日時点

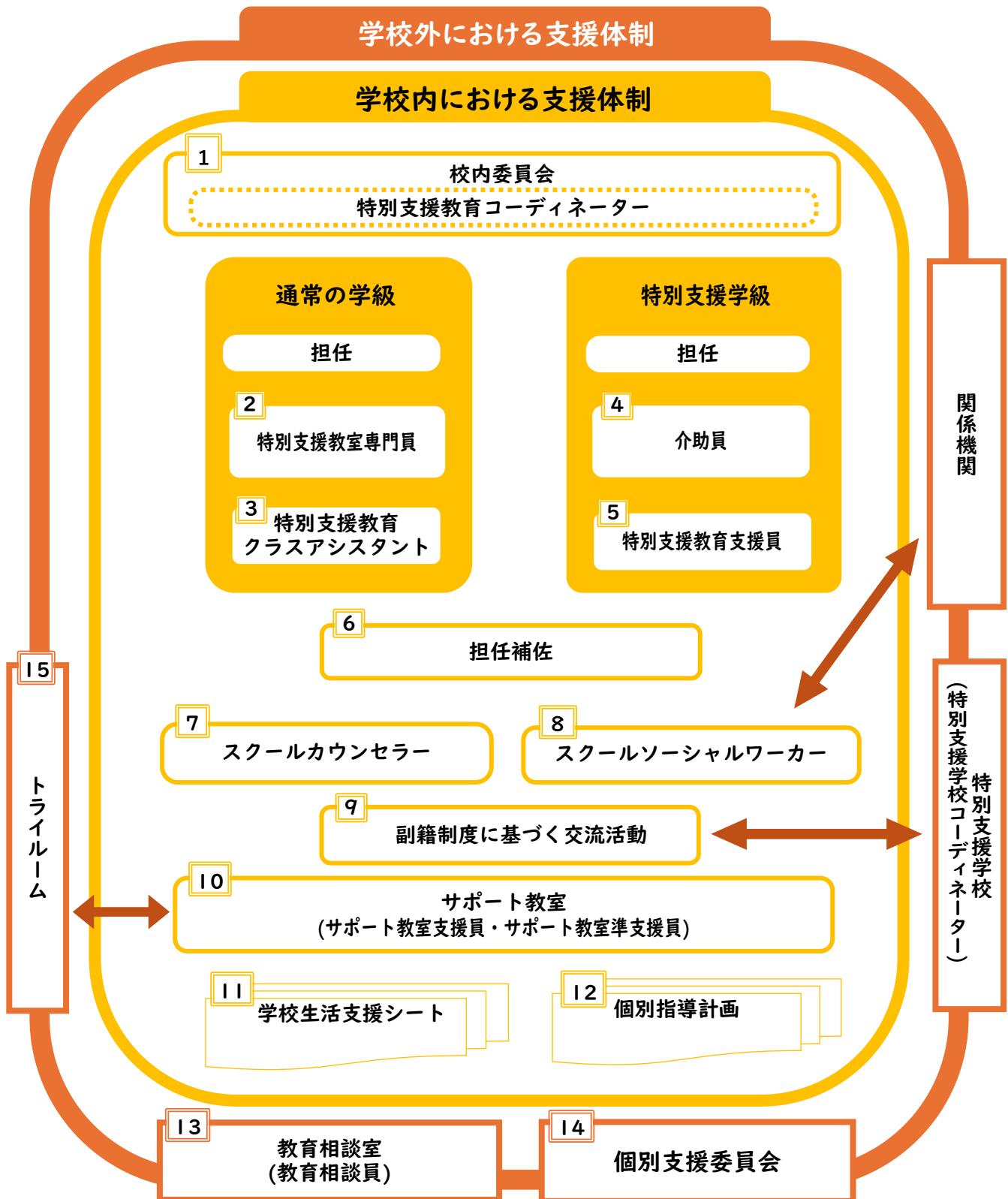


小学校においては、知的障害特別支援学級において、例年90名前後を推移している状況にあります。自閉症・情緒障害支援学級においては、令和2年度から令和7年度にかけて増加傾向にあります。特別支援教室においても、令和2年度から令和7年度にかけて増加傾向にあります。

中学校においては、令和2年度から令和7年度にかけて、知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級、特別支援教室の3つとも、増加傾向にあります。

(2) 義務教育時の支援体制

国分寺市では、第4次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）を基に、サポート教室支援員やスクールソーシャルワーカーの配置、さらには、個別支援委員会や校内委員会の設置等をおいて、下の図に示す体制で、特別支援教育を推進してきました。また、次ページの表は、本市における特別支援教育の支援内容についてまとめたものです。



【本市における特別支援教育の支援内容】

	支 援	内 容
1	校内委員会 (特別支援教育 コーディネーター)	各学校で指名された特別支援教育コーディネーターが中心となって、市内全小・中学校で、月1回の割合で開催し、特別な支援が必要な児童・生徒への支援の方針について検討している。 特別支援教育コーディネーターは、障害のある児童・生徒の発達や障害全般に関する一般的な知識を持ち、保護者や関係機関等との連絡調整役を担当する教職員である。
2	特別支援教室専門員	通常の学級に在籍する発達障害等のある児童・生徒を対象として、発達障害教育を担当する教員が各学校を巡回して指導している。特別支援教室には、教材の作成等を担う特別支援教室専門員が配置されている。
3	特別支援教育 クラスアシスタント	通常の学級において、障害等のある児童・生徒の介助や支援を行い、学校生活への適応を促し、学級運営の充実を図るため、必要に応じて当該の学級を対象として配置している。
4	介助員	校長の指導のもと、固定学級において、対象児童・生徒の障害の程度に応じた身辺の介助を行っている。
5	特別支援教育 支援員	学校教育法施行令第22条の3に該当し、特別支援学校への就学が適当であると判定されたものの、総合的な判断により小・中学校へ就学した児童・生徒の日常生活上の介助又は学習上の援助を行う。
6	担任補佐	きめ細かな対応が必要な、小学校の低学年において、学級担任を補佐し、児童の学校生活をサポートする。
7	スクールカウンセラー	臨床心理士や公認心理師等の資格を有し、教職員と連携しながら、子ども・保護者の抱える問題の解決を支援する心理の専門性の高い者。東京都教育委員会から、小・中学校に原則週1日配置され、児童・生徒や保護者及び教員の相談に応じている。
8	スクールソーシャルワーカー	社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有し、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等がある者。教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技能を有し、子どもが抱える課題に対して、関係機関等へつないで解決を図るなど、子どもの置かれた環境を整えるよう取り組んでいる。
9	副籍制度に基づく交 流活動	都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の市立小・中学校に副次的な籍(副籍)をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度のこと。
10	サポート教室 (サポート教室支援員) (サポート教室準支援員)	通常の学級の児童・生徒への教科指導の補充の役割と、学校に通いづらい児童・生徒の居場所の役割として、市内全小・中学校に設置している。サポート教室には、教員免許を有するサポート教室支援員あるいはサポート教室準支援員を配置している。
11	学校生活支援 シート	障害のある児童・生徒について、各学校が長期的な視点に立って作成している。作成に当たっては、関係機関と連携しつつ、保護者の参画や意見を反映し、その了解のもと作成している。
12	個別指導計画	児童・生徒の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んで作成している。学校生活支援シートに基づき、各学校できめ細かく計画している。
13	教育相談室 (教育相談員)	教育相談室の教育相談員は、定期的に各学校の巡回相談を行っている。また、個別支援委員会の運営も担っており、保護者と相談しながら、発達検査を踏まえて固定学級及び特別支援教室への入・退級(室)に関わっている。
14	個別支援委員会	障害がある児童・生徒への適切な支援及び就学について検討し、特別支援学級や特別支援教室への入退級(室)の判定を行っている。
15	トライルーム (教育支援センター)	学校に通いづらい児童・生徒に対して、外出の機会や学習機会、人のふれあいの機会を提供し、温かい雰囲気の中で社会性や自立心を養うとともに、集団生活への適応力を高め、学校復帰や社会的自立等を目指している。

6 第4次国分寺市特別支援教育基本計画における成果と課題

項目	内容	主な達成状況
(1) 特別支援教育体制の充実 ① 特別支援教育の充実	ア. 通常の学級における指導・支援の充実	全ての児童・生徒にとって分かりやすい授業、いわゆるユニバーサルデザインを意識した指導・支援に係る研修会を開催した。
	イ. 特別支援学級及び特別支援教室における指導・支援の充実	特別支援学級連絡会を開催し、特別支援学級教員と巡回指導教員が出席し、指導方法や教材の活用等について、共有を図った。
	ウ. 学校生活支援シート及び個別指導計画の効果的な活用	小・中学校全校で、特別な支援が必要な全児童・生徒の学校生活支援シートを作成した。
	エ. ICTの効果的な活用の推進	児童・生徒の実態に応じて、GIGA端末を活用し、指導・支援の充実を図った。
	オ. 特別支援教室の運営方法の充実	令和3年に作成した「特別支援教室運営マニュアル改訂版」の見直しを行い、充実を図った。
	カ. サポート教室の運営方法の充実	サポート教室支援員の配置時数を増やし、開室曜日、開室時間を小・中学校ともに拡充した。
② 特別支援教育に関する環境整備の推進	ア. 特別支援学級の環境の充実	令和5年度に小学校知的障害特別支援学級設置等検討委員会を設置し、報告書をまとめた。
	イ. 特別支援教育に関わる支援の充実	特別支援教育支援員やエデュケーションアシスタントを配置し、支援の充実を図った。
(2) 特別支援教育の理解推進 ① 特別支援教育の理解啓発の充実	ア. 障害者理解の取組の充実	各学校において、各教科等で障害者理解に関する授業を行ったり、講師を招聘して校内研修を実施したり、教職員の理解を深めるなど、取組を進めた。
	イ. 交流及び共同学習の推進	特別支援学級設置校において、交流及び共同学習を、児童・生徒の実態に応じて工夫して実施した。

学校アンケートからの成果と課題	
成果	課題
<ul style="list-style-type: none"> 通常学級教員が巡回指導教員から、具体的な指導内容、方法に関する助言が得られた。 板書のめあてと学習内容のまとめの色、教室に置く物や掲示物の位置を校内で確認するなど、ユニバーサルデザインの取組ができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 中学入学時に情報が十分でなく、校内委員会での支援の検討に遅れてしまうことがある。校種間の連携をより深めていくことが必要である。 学年、学級により教室環境の整え方や配慮の仕方に違いがあるため、どの生徒にとっても授業に取り組みやすい環境整備を行うことが重要である。
<ul style="list-style-type: none"> 子どもの実態把握や指導計画の作成を担任と保護者で面談等をして行うことで、指導・支援の充実を図ることができた。 市内の研修会に積極的に参加し、子どもの実態に応じた指導方法や教材等について学んだことを指導に生かすことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 個別指導の活動で、ねらいを明確化し、子どもに課題意識をもたせることが必要である。 少人数での巡回、利用者数の増加等により、より効果的な指導方法や教材開発等の時間の確保が難しい。
<ul style="list-style-type: none"> 学校生活支援シートや個別支援計画を作成した児童については、年度末に指導の効果をきちんと評価し、次の指導に結び付けることができた。 子どもと保護者と面談を行う中で、両者の思いを受け止め、学校生活支援シート及び個別指導計画を作成し、生徒指導の基礎資料となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 作成時より子どもの成長は早いので、その都度、情報の更新が必要になる。 通常の学級に在籍する困難さを抱える子どもへの学校生活支援シート等の作成が中々進んでいない。
<ul style="list-style-type: none"> 情報を聞くだけでは理解が難しい子どもに対し、プロジェクターや大型テレビを活用することで視覚的に分かるよう支援ができた。 書字困難生徒は積極的にタブレットのカメラ機能を活用している。また、電卓やカメラ機能の活用について生徒同士の理解を得られるようにしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 識字や書字に課題のある子どもへの支援に、GIGA端末をより活用していくことが必要である。 子ども一人ひとりの障害の状況を把握し、個別最適な活用方法ができるルールの設定や環境整備が課題である。
<ul style="list-style-type: none"> 「特別支援教室運営マニュアル」を活用し、スムーズな流れで運営できている。 巡回型の指導が定着し、子どもへの効果的な指導が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> 入退室等の基準を保護者、生徒、教職員にしっかりと理解してもらうことが課題である。 特別支援教室を利用することで、成果が上がるであろう子どもを利用につなげることが必要である。
<ul style="list-style-type: none"> サポート教室支援員が一人ひとりの子どもに寄り添って細やかで丁寧な学習支援を行うことで、子どもの基礎学力の向上につながった。 教室への復帰などサポート教室の充実が成果として現れている。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の増加もあり、支援員が対応できる時間の確保、また支援員の人材の確保が必要である。 利用者増に伴い多様な対応が求められるようになってきた。そのため、支援員の研修や環境の整備が重要である。
<ul style="list-style-type: none"> 大規模改修により、特別支援学級の教室環境がかなり整えられた。 子どもが増加傾向にあり、教室の確保は必要不可欠である。そのような中、教室の分割工事などを実施し、環境整備が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの人数が増え、1教室を2学年で工夫して使用しているが、指示が交差する場面が生じている。 自閉症・情緒障害特別支援学級については、少人数の指導が必要な場面が多く、現在は人数が多い。現状では、市内2校程度が必要である。
<ul style="list-style-type: none"> 一定の体制を教育委員会が構築している。 特別支援教育支援員の配置が行われ、人的な支援として大変効果的であった。 一人ひとりに応じた支援のために、様々な立場の人材が配置されていることはよかったです。 	<ul style="list-style-type: none"> 人材の効果的な活用方法の共有、介助員等への研修が必要である。 支援を必要とする子どもが増えていること、支援の内容が多様化していることから、人材の確保が必要である。
<ul style="list-style-type: none"> 1～3年生では、巡回指導教員と担任が、4～6年生では、それぞれの学年の実態に応じて道徳や総合で多様性理解教育を実施している。 年度初めに教職員に向けての理解教育を行うことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者理解の体験授業を教育活動の中でさらに展開していく必要がある。 障害者理解は、コミュニティ・スクールの取組としても推進していくことが重要である。
<ul style="list-style-type: none"> 行事に関しては、運動会や学習発表会で、特別支援学級に在籍している児童は全員、通常の学級の交流学級に入って実施した。 様々な場面で交流及び共同学習を行えたことで、多くの子どもが当たり前としてとらえている。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの実態に合わせて、教科交流を増やしていくことが課題である。 通常の学級と特別支援学級間の教員の連携を密にする必要がある。

項目	内容	主な達成状況
① 特別支援教育の充実	ウ. 副籍制度に関する理解啓発の推進	副籍制度の利用を希望する全ての児童・生徒が、間接的な交流または直接的な交流を実施できた。
	エ. 特別支援教育に関する研修の充実	年4回以上、市主催の特別支援教育に関する研修会を開催し、教員の資質・能力の向上に努めた。
	オ. 教育相談・特別支援教育コーディネート推進委員会の充実	特別支援教育の一貫した取組を進めるために、年5回、担当者が集まり、情報の共有や課題の検討を行った。
	カ. 保護者や地域住民への理解啓発の推進	市ホームページに、特別支援教育に係る資料を掲載し、市の取組や就学相談の情報発信の充実を図った。
② 就学相談の充実	ア. 就学相談に関するシステムの見直し	就学相談の申込期限を早め、保護者がゆとりをもって相談することができるよう工夫した。
(3) 教育相談体制の強化 ① 教育相談活動の充実	ア. 教育相談室と学校の連携の充実	教育相談室が、学校での様子を聞き取るとともに、教育相談室からも相談の状況を情報共有し、支援に生かした。
② 不登校児童・生徒等への支援の推進	ア. 不登校児童・生徒等への特別支援教育の視点を踏まえた支援の推進	令和6年度に、3D空間のバーチャル・トライルームを開設し、支援の充実を図った。
	イ. トライルームの充実	生徒本人の思いを受け止めながら、学校と連携して進路指導を行い、3月末に通室生徒全員の進路を決定することができた。
③ 関係機関等との連携強化	ア. 福祉等との連携の強化	関係課と連携し、就学支援シートを市ホームページに掲載し、就学前から小学校入学への引継ぎの充実を図った。
	イ. スクールソーシャルワーカー※の活用の推進 ※「SSW」とする	令和7年度から5人のSSWを中学校に配置し、原則中学校区の学校を担当して機動的に巡回できるようにした。

学校アンケートからの成果と課題	
成果	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・副籍制度を活用して、直接交流を実施している学年の子どもは副籍制度の理解が進んだ。 ・校内研修で、副籍交流の流れや実践例を共有した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象児童が地域で暮らしていくには、更なる理解啓発が必要である。 ・交流を実施するための打ち合わせの時間の確保が難しい。
<ul style="list-style-type: none"> ・年に2回、講師を招聘し、保護者、教員向けに研修会を開催した。 ・担当の教員は、特別支援教育に関する様々な研修に参加し、専門性を高めることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・時間的な制約があるので、日常的に校内でのOJTが行われるのが望ましい。 ・専門性のある教員が校内研修等を開き、支援の仕方について指導する必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談・特別支援教育コーディネート推進委員会の委員は教育相談等に対する理解が深まった。 ・委員会を通して、各学校の取り組みや制度の在り方について確認し、理解を深めることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同じ市内であっても、特別支援教育コーディネーターの業務内容等が異なり、全体的な質の向上が必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・毎年1回保護者学習会を企画し、講師を招聘し、講演会を開催した。 ・ブログや学校だより、学校公開における理解教育の実施等を通じて、情報の発信を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援教室利用で「原則1年間」の意味を6年間中1年間しか利用できないと捉えているケースがあったので、正確な情報を伝える必要がある。 ・特別支援教育の推進について、発信の機会を増やし、理解を進めていくことが重要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援委員会での審議がスムーズに行われるようになった。 ・個別支援委員会の柔軟な対応により、スムーズな支援につながっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の特別支援教育や発達障害への理解が進んでいくことを含め、変化に対応できるようシステムを適宜改善していく必要がある。 ・相談件数が増加傾向にある中、スムーズな審議になるよう、校内での正確な実態把握等が課題である。
<ul style="list-style-type: none"> ・管理職を中心に教育相談室の方々と連絡を取り合えた。 ・スクールソーシャルワーカーを交え家庭との連携についても話し合い、教育相談室としての見解も共有することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した情報共有の方法は、より一層進めていくことが必要である。 ・学校から気軽に相談できる連携体制の構築が重要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・毎月、校内委員会で不登校児童の状況確認と支援方針を確認した。定期的に管理職面談や教育支援コーディネーター同席の面談を実施し、保護者と連携しながら支援にあたることができた。 ・集団の中での学習が苦手な生徒や学習についていけない生徒への対応として、サポート教室の充実を図ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校の子どもための支援として、サポート教室を活用する方法を研究することが必要である。 ・発達障害が起因である不登校傾向児童について、特別支援教室の体験が可能になったが、「発達障害が起因である」の判断基準を設けるとよい。 ・支援が必要な子どものケース会議を継続的に行い、よりよい支援方法を協議していくことが重要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・トライルーム「ほんだ」設置やバーチャル・トライルームの運用が進み、支援が充実した。 ・トライルームの連絡会の実施により、校内委員会で情報共有することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の送迎が必要なことなど、利用するまでに保護者にとってハードルが高いので運用方法を改善する必要がある。 ・不登校児の居場所の充実が求められる。自学自習が難しい低学年への支援が必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭支援センターとは、副校長を通して円滑な連携を図ることができている。 ・病院や福祉機関とケース会議を開き、子どもにとって学びの環境へつながったケースがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発達支援センター以外の関係機関との連携がまだ十分ではない。 ・関係機関との連携で、定期的な情報共有を行うことができなかつたので、改善する必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・来校する頻度が増え、校内の状況の共有がしやすくなった。 ・SSWが関わった対応件数が増え、教員にも保護者にも理解が広がりつつある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者のSSWへの理解が不十分なところがある。 ・家庭の問題はその生徒だけの問題に留まらず、小学校在籍の兄弟等の課題にも繋がるため、小中の連携や情報共有が課題である。

7 令和8年度以降の特別支援教育を推進するために検討した課題

国分寺市特別支援教育推進委員会では、本計画の上位計画にあたる「第3次国分寺市教育ビジョン」との整合性を図りながら、以下のスケジュールで検討を進めてきました。

回	協議内容
第1回 (5/30)	<ul style="list-style-type: none">○計画名及び計画の期間について○第4次国分寺市特別支援教育基本計画(義務教育時)の成果と課題について <ul style="list-style-type: none">【国分寺市の目指す学びのまちの姿について】【令和8年度以降の特別支援教育の方向性の検討】【検討事項1】(1)特別支援教育の充実<ul style="list-style-type: none">○特別支援教育の理解・啓発<ul style="list-style-type: none">ア. 障害者理解の取組の充実イ. 交流及び共同学習の推進ウ. 副籍制度に関する理解啓発の推進エ. 特別支援教育に関する研修の充実オ. 教育相談・特別支援教育コーディネート推進委員会の充実カ. 保護者や地域住民への理解・啓発の推進○指導・支援の充実<ul style="list-style-type: none">ア. 通常の学級における指導・支援の充実イ. 学校生活支援シート及び個別指導計画の効果的な活用ウ. デジタルを活用した特別支援教育の充実エ. 特別支援教室の円滑な運営オ. サポート教室の運営方法の充実カ. 特別支援学級及び特別支援教室における指導・支援の充実
第2回 (6/27)	<ul style="list-style-type: none">【検討事項2】(2)特別支援教育に関する環境整備の推進<ul style="list-style-type: none">○ユニバーサルデザインの視点に基づいた学習環境の整備<ul style="list-style-type: none">ア. ユニバーサルデザインの視点に基づいた指導の工夫イ. ユニバーサルデザインの視点に基づいた教室環境の工夫ウ. 支援員等の効果的な活用○知的障害特別支援学級(小学校)の新設<ul style="list-style-type: none">ア. 報告書に基づいた知的障害特別支援学級(小学校)の設置○特別な支援を必要とする児童・生徒への学びの場の確保<ul style="list-style-type: none">ア. 自閉症・情緒障害特別支援学級の児童・生徒の増加への対応イ. ことばや聽こえの相談の充実【検討事項3】(3)教育相談、就学相談の充実<ul style="list-style-type: none">○学校や関係機関と連携した教育相談の充実<ul style="list-style-type: none">ア. 教育相談室と学校の連携の充実イ. 課題解決に向けた取組○適切な支援や教育につながる就学相談の充実<ul style="list-style-type: none">ア. 学校、関係機関、教育相談室の連携の充実イ. 就学相談の機能の充実
第3回 (8/1)	

回	協議内容
第4回 (9/26)	<p>【検討事項4】(4) 多様性を尊重する教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多様性を認め合う学びの機会の確保 <ul style="list-style-type: none"> ア. 多様性に関わる学習や取組の実施 イ. 日本語指導の充実 <p>【検討事項5】(5) 学びの多様化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不登校児童・生徒の教育環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ア. 不登校児童・生徒への特別支援教育の視点を踏まえた支援の推進 イ. トライルームの充実 ウ. サポート教室を活用した校内支援センターとしての効果的な運用 <p>【検討事項6】(6) 関係機関等との連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関等との連携の強化 <ul style="list-style-type: none"> ア. ケース会議等の充実 イ. 福祉等との連携 ウ. スクールソーシャルワーカーの活用の推進 エ. 医療的ケア児への支援の充実
第5回 (10/27)	<p>【検討のまとめ】</p> <p>【子どもからの意見募集】</p>

8 令和8年度以降の特別支援教育の方向性

国分寺市特別支援教育推進委員会で検討された内容を踏まえ、令和8年度以降の方向性を構造化しました。個々の項目について、次項「9 第5次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）」以降で示します。

一人ひとりに応じたきめ細かな対応の充実

(1) 特別支援教育の充実

取組項目	特別支援教育の理解・啓発
取組内容	学校だよりやブログで、特別支援教育に関する学校の取組を紹介するなど、積極的に発信するとともに、教員研修を開催するなど、教員・子ども・保護者・地域に向け、引き続き理解・啓発を図ります。
具体的な取組	ア.障害者理解の取組の充実 イ.交流及び共同学習の推進 ウ.副籍制度に関する理解啓発の推進 エ.特別支援教育に関する研修の充実 オ.教育相談・特別支援教育コーディネート推進委員会の充実 カ.保護者や地域住民への理解・啓発の推進
取組項目	指導・支援の充実
取組内容	学校は、定期的に校内委員会を実施し、特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズを的確に捉えながら、指導・支援の充実を図ります。
具体的な取組	ア.通常の学級における指導・支援の充実 イ.学校生活支援シート及び個別指導計画の効果的な活用 ウ.デジタルを活用した特別支援教育の充実 エ.特別支援教室の円滑な運営 オ.サポート教室の運営方法の充実 カ.特別支援学級及び特別支援教室における指導・支援の充実

(2) 特別支援教育に関する環境整備の推進

取組項目	ユニバーサルデザインの視点に基づいた学習環境の整備
取組内容	すべての子どもが集中して学習できる、ユニバーサルデザインの視点に基づいた学習環境を整備していきます。
具体的な取組	ア.ユニバーサルデザインの視点に基づいた指導の工夫 イ.ユニバーサルデザインの視点に基づいた教室環境の工夫 ウ.支援員等の効果的な活用
取組項目	知的障害特別支援学級（小学校）の新設
取組内容	検討委員会の報告書に基づき、児童数の動向を注視して、学級の設置を推進していきます。
具体的な取組	ア.報告書に基づいた知的障害特別支援学級（小学校）の設置
取組項目	特別な支援を必要とする児童・生徒への学びの場の確保
取組内容	特別な支援を必要とする子ども一人ひとりに、適切な支援や教育の場を提供します。
具体的な取組	ア.自閉症・情緒障害特別支援学級の児童・生徒の増加への対応 イ.ことばや聴こえの相談の充実

(3) 教育相談、就学相談の充実

取組項目	学校や関係機関と連携した教育相談の充実
取組内容	学校や関係機関と連携し、相談者に寄り添い、課題の解決に向けて、引き続けて取り組みます。
具体的な取組	ア. 教育相談室と学校の連携の充実 イ. 課題解決に向けた取組
取組項目	適切な支援や教育につながる就学相談の充実
取組内容	特別な支援を必要とする子ども一人ひとりに、適切な支援や教育が提供されるよう、学校、関係機関と連携して、引き続き丁寧な就学相談を行っていきます。
具体的な取組	ア. 学校、関係機関、教育相談室の連携の充実 イ. 就学相談の機能の充実

(4) 多様性を尊重する教育の推進

取組項目	多様性を認め合う学びの機会の確保
取組内容	「国分寺市すべての人を大切にするまち宣言」を踏まえ、外国にルーツを持つ子どもへの支援や、LGBTQの方などの人権課題に係る学習など、多様性を認め合う指導を引き続き進めます。
具体的な取組	ア. 多様性に関わる学習や取組の実施 イ. 日本語指導の充実

(5) 学びの多様化への対応

取組項目	不登校児童・生徒の教育環境の整備
取組内容	学校と教育委員会等が連携し、不登校児童・生徒の状況を丁寧に把握するとともに、教育機会の確保に向け、サポート教室やトライルーム、オンライン授業やバーチャル・トライルーム等を活用しながら、それぞれの状況に応じた必要な支援を行います。
具体的な取組	ア. 不登校児童・生徒への特別支援教育の視点を踏まえた支援の推進 イ. トライルームの充実 ウ. サポート教室を活用した校内支援センターとしての効果的な運用

(6) 関係諸機関等との連携の強化

取組項目	関係諸機関等との連携の強化
取組内容	学校は、子どもの支援を行っている様々な関係諸機関とケース会議等を通じて情報共有を図り、課題解決に取り組みます。
具体的な取組	ア. スクールソーシャルワーカーの活用の推進 イ. ケース会議等の充実 ウ. 福祉等との連携 エ. 医療的ケア児への支援の充実

9 第5次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）の取組項目

（Ⅰ）特別支援教育の充実

目標指標

指標内容	基準値 (令和5年度)	中間値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
学校だよりやブログでの発信などで、特別支援教育の理解・啓発を行った学校数	15校	15校	15校
学校生活支援シートの作成を必要とする児童・生徒のうち、実際に作成・活用されている児童・生徒の割合	100.0%	100.0%	100.0%

「第3次国分寺市教育ビジョン」より

取組項目 特別支援教育の理解・啓発

特別な支援やニーズに合わせた指導を必要とする児童・生徒が増加傾向であることから、教員、子ども、保護者、地域住民が特別支援教育についての理解を一層深める必要があります。そのため、学校だよりやブログ*で、特別支援教育に関する学校の取組を紹介するなど、積極的に発信するとともに、教員研修の開催や保護者・地域向け講演会の開催など、教員・子ども・保護者・地域に向け、引き続き理解・啓発を図ります。

【具体的な取組】

ア. 障害者理解の取組の充実

- 各学校において、人権教育の全体計画及び年間指導計画を作成し、教育課程に位置付け、人権教育の充実を図ります。
- 各学校において、発達障害に係る理解教育を教育課程に位置付け、障害者理解の取組の充実を図るとともに、発達障害のために差別され、いじめ等を受けることがないよう、尊厳を保持するための対策を推進します。
- 教育相談・特別支援教育コーディネート推進委員会等において、各学校の障害者理解の取組を共有し、自校の取組の改善・充実を図ります。
- 各学校において、社会福祉協議会による「ふくし体験プログラム」を活用するなど、授業において福祉体験活動等に取り組みます。

イ. 交流及び共同学習の推進

- 各学校は、交流及び共同学習を効果的に実施するため、児童・生徒及び保護者と意義や実施方法について話し合い、合意形成を図ったうえで、実施します。
- 市内や他自治体の好事例を共有するなどして、各学校の環境や特色に応じた柔軟な取組を、計画的・継続的に実施できるようにします。特に交流及び共同学習を進めるにあたって、日常的に交流できる場を増やすための「交流計画」を個別指導計画に位置付けるなど、計画的に実施します。

- ・特別支援学級の児童・生徒が通常の学級の児童・生徒と一緒に校外学習に出掛けたり、通常の学級の児童・生徒が、特別支援学級を訪問し、給食と一緒に食べたりするなど、双向の交流を目指す観点から、特別支援教育コーディネーター*等も関わりながら組織として支援体制を検討していく必要があり、校内委員会等を活用しながら学校全体で状況を共有し、実施方法を検討します。
- ・年3回開催する特別支援学級・特別支援教室連絡会及び教育相談・特別支援教育コーディネート推進委員会において、知的障害特別支援学級と自閉症・情緒障害特別支援学級のそれぞれの実施の目的を踏まえ、交流及び共同学習の実施状況、課題や成果等を共有し、各学校での取組を推進します。
- ・交流及び共同学習を推進するために、研究校を指定するなど、実践的な取組を積み重ね、市内各学校にその取組を還元します。

ウ. 副籍制度に関する理解・啓発の推進(附属資料 P35参照)

- ・センター的機能をもつ都立特別支援学校と連携を図り、教職員への副籍制度の理解・啓発に努めます。
- ・教育相談・特別支援教育コーディネート推進委員会等において、センター的機能をもつ特別支援学校による研修の実施や、各学校の現状の課題、取組事例等について情報共有を行い、改善を図ります。
- ・各学校において、学校だよりやブログ等での発信、保護者会等の機会を生かし、副籍制度の説明をするなどして、理解・啓発に努めます。

エ. 特別支援教育に関する研修の充実(附属資料 P34参照)

- ・知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級、特別支援教室(巡回指導教員)の専門性を一層高める観点から個別の研修内容を設定し、校外における研修会の充実を図ります。
- ・すべての教員が対象となるよう研修内容を幅広く設定し、特別支援教育に係る資質・能力の向上に努めます。
- ・各学校においては、校内研修会を開き、特別支援学級や特別支援教室の担当教員、特別支援教育コーディネーター等の教員を中心として、児童・生徒の実態把握の方法や発達に応じた支援の在り方など特別支援教育に関する研修を充実させます。
- ・特別支援学級設置校においては、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを招聘し、障害のある児童・生徒への指導・支援の工夫等に関する特別支援学校のセンター的機能を活用した研修を実施します。
- ・各種支援員等については、職場での実践を通じて業務知識を身に付ける、いわゆる「OJT(On-the-Job Training)」を基本としながら、各学校が行う校内研修への参加や校外における研修への参加など、幅広い方法を検討し、育成を図ります。

オ. 教育相談・特別支援教育コーディネート推進委員会の充実

- ・教育相談・特別支援教育コーディネート推進委員会を、研修会も含めて年5回開催し、特別支援教育に係る校内体制の在り方等について理解・啓発に努めます。
- ・各学校の実態に基づいた課題について、市内における取組や体制を共有したり、協議をしたりすることを通して、各学校における教育相談・特別支援教育の充実を図ります。

カ. 保護者や地域住民への理解・啓発の推進

- ・各学校は、学校だよりや学級だより、ホームページ、ブログ等を通じて、特別支援教育に係る取組を周知します。

- ・各学校は、学校公開や道徳授業地区公開講座等に合わせて、障害者理解に関する授業等を公開したり、保護者や地域住民を対象とした講演会等を行ったり、学校の実情に合わせて理解・啓発の取組に努めます。
- ・教育委員会は、小学校の就学を迎える保護者等を対象として、ニーズを踏まえて、特別支援教育説明会を開催します。
- ・教育委員会は、ホームページにおいて、特別支援教育に係る情報を発信し、保護者や市民への理解の促進と啓発に努めます。
- ・就学相談のしおりや特別支援教育に係る啓発リーフレットを、幼稚園、こども園、保育所、小中学校に在籍する保護者等に配布し、就学相談や特別支援教育の取組の理解・啓発に取り組みます。
- ・市内小中学校の特別支援学級や特別支援教室を紹介する「かがやき」を作成し、ホームページへの掲載を通して、市民等への理解・啓発を図ります。
- ・教育委員会は、デジタルを活用した情報発信の在り方についても、研究を進めます。

取組項目 指導・支援の充実

市内の児童・生徒数が増加傾向であるとともに、様々な課題を抱える児童・生徒も増えている状況です。教育のどの場においても、子ども一人ひとりのニーズに応じた対応の充実を図る必要があります。学校は、定期的に校内委員会を実施し、教職員等の協議を通して、特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズを的確に捉えながら、指導・支援の充実を図ります。

また、次期学習指導要領に向けた国や東京都の動向を注視し、状況に応じて柔軟に対応する必要があります。

【具体的な取組】

ア. 通常の学級における指導・支援の充実

- ・国分寺市の全小・中学校に設置されている巡回型特別支援教室の利点を生かし、巡回指導教員が在籍学級の担任等に対して、指導内容や支援方法について具体的かつ実践的な助言を行える体制を整えます。
- ・特別支援教育に関する校内外の研修会を実施するとともに、特別支援学校が有するセンター的機能を活用することで、すべての教職員が特別支援教育への理解を深め、支援の質の向上を図っていきます。

イ. 学校生活支援シート及び個別指導計画の効果的な活用の推進(附属資料 P36～P48参照)

- ・児童・生徒の希望を踏まえるとともに、関係諸機関と連携しながら、児童・生徒の実態に応じて、学校生活支援シート及び個別指導計画を適切に作成・活用していきます。
- ・特別支援学級及び特別支援教室に在籍するすべての児童・生徒について作成するほか、通常の学級に在籍しながら配慮や支援を必要とする児童・生徒に対しても、必要に応じて活用を進めます。
- ・保護者、学級担任、特別支援教室担当、外部支援者等の間で情報を効果的に共有できるよう、ICT*の活用も視野に入れたシステムの導入について検討を進めます。
- ・特別支援学校や地域の関係機関との連携のもと、進学・就職等を見据えた、児童・生徒の将来につながる学校生活支援シートの活用を検討していきます。

ウ. デジタルを活用した特別支援教育の充実

- ・子どもを中心においた学びを実現し、児童・生徒一人ひとりの障害の状態等に応じた利用が図られるよう、GIGA 端末の効果的な活用を推進します。
- ・東京都教育委員会が作成する知的障害のある児童・生徒向け学習者用デジタル教材等を活用し、具体的な操作を通じて思考や判断、表現ができるようにすることで、GIGA端末を活用した効果的・効率的に学習内容を習得できるようにします。
- ・児童・生徒が学習の目的を達成するためのツールとして GIGA 端末の活用が進むように、特別支援学級・特別支援教室連絡会等で、各学校の活用事例を共有します。

エ. 特別支援教室の円滑な運営

- ・学校全体で特別支援教室の目的や役割に対する理解を深めるとともに、保護者会や個別面談等の機会を通じて、児童・生徒及び保護者にも分かりやすく説明を行います。
- ・児童・生徒、保護者、学級担任、巡回指導教員等が共通理解を図りながら個別指導計画の目標を確認すること

で、児童・生徒自身が課題意識をもって学習に臨むことができるようにし、保護者・在籍学級担任・特別支援教室巡回指導教員による支援の一貫性を確保します。

・市立学校における特別支援教室の運営については、「特別支援教室運営マニュアル」に基づき実施していますが、小・中学校ともに利用者数が増加傾向にあることを踏まえ、今後も利用の推移を注視しながら、必要に応じて運営方法の定期的な見直しを行います。

オ. サポート教室の運営方法の充実

- ・学習に困難を抱えている児童・生徒においては、校内委員会等でサポート教室の効果的な活用を協議し、在籍学級担任とサポート教室支援員の連携のもと、児童・生徒が持てる力を高められるよう支援します。
- ・児童・生徒の実態に応じて特別支援教室と併用して活用し、サポート教室と特別支援教室での指導が在籍学級での学習に結び付くよう重層的な支援を行います。
- ・特別支援教室（巡回指導教員）からの児童・生徒への支援に関する助言を、校内委員会等を通して、サポート教室支援員とも共有していきます。

カ. 特別支援学級及び特別支援教室における指導・支援の充実

- ・特別支援学級・特別支援教室連絡会を通して、効果的な指導方法等を共有し、指導・支援の充実に努めます。
- ・センター的機能をもつ都立特別支援学校による巡回相談などを活用し、指導方法や教材等について、研修を進め、指導・支援の充実に努めます。
- ・巡回指導教員の専門性向上を推進するため、市教育委員会の研修に加え、国や都の研修への積極的な受講や指導教諭の模範授業等への積極的な参加を案内します。
- ・指導主事が各学校を定期的に訪問し、指導内容について、授業観察等を通じた指導・助言を実施するとともに、学校からの要望による特別支援教育に係る相談にも対応します。

(2) 特別支援教育に関する環境整備の推進

目標指標

指標内容	基準値 (令和5年度)	中間値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
ユニバーサルデザインの視点に基づいた学習環境の整備が行われている学校数	15校	15校	15校
知的障害特別支援学級(小学校)を設置している学校数	3校	4校	4校

「第3次国分寺市教育ビジョン」より

取組項目 ユニバーサルデザイン*の視点に基づいた学習環境の整備

平成19年度の「学校教育法」の一部改正により、特別支援教育制度がスタートし、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズをより丁寧に把握して対応することが一層求められています。また、障害のある児童・生徒への支援だけでなく、様々な実態の児童・生徒が在籍する学級での支援の必要性が高まっています。

そのため、ユニバーサルデザインの「年齢や性別、国籍、身体的な能力、障害の有無などにかかわらず、全ての人にとって分かりやすい」という視点を学校教育の中に取り入れ、すべての子どもが集中して学習できる、ユニバーサルデザインの視点に基づいた学習環境を整備していきます。

【具体的な取組】

ア. ユニバーサルデザインの視点に基づいた指導の工夫(附属資料P39参照)

- 教材や教具の工夫、視覚的支援、課題提示の明確化、デジタルの活用など、指導方法や学習形態を工夫し、全ての児童・生徒が自らの理解の仕方に応じて学ぶことができる授業に努めます。
- 児童・生徒の多様な教育的ニーズに応じた「段階的な支援」の考え方を踏まえ、通常の学級と特別支援学級・特別支援教室による指導との連携・接続を図ります。

イ. ユニバーサルデザインの視点に基づいた教室環境の工夫(附属資料P39参照)

- 日常的に点検や見直しを行い、座席の配置、動線の明確化、整理整頓された空間の確保など、児童・生徒の特性に応じた柔軟な対応ができるような環境づくりに努めます。

ウ. 支援員等の効果的な活用(附属資料P41参照)

- 支援員等の配置状況や学校現場からのニーズを丁寧に把握しながら、実態に応じて支援員等を適切に配置します。
- 支援員等がより効果的に機能するために、校内での研修に加え、校外での研修を設定し、全ての児童・生徒が安心して学びに取り組める教育環境の実現を目指します。
- コミュニティ・スクールにおける学校運営への支援の仕組みを活用し、地域人材等を活用した支援を検討します。

取組項目 知的障害特別支援学級（小学校）の新設

令和5年度に「国分寺市立小学校知的障害特別支援学級設置等検討委員会」を設置し、知的障害特別支援学級在籍児童の増加が見込まれることから、必要に応じて新たな学級の設置や学区域の変更等について検討を進めました。本委員会の報告書に基づき、児童数の動向を注視して、学級の設置を推進していきます。

【具体的な取組】

ア. 報告書に基づいた知的障害特別支援学級（小学校）の設置

- ・市内全体の児童数の動向に注視し、設置計画の検討を進めた結果、令和8年4月に第六小学校を開設することとし、就学相談、保護者説明会、教育課程等の準備を進め、市内4校目となる知的障害特別支援学級を開級します。

取組項目 特別な支援を必要とする児童・生徒への学びの場の確保

自閉症・情緒障害支援学級においては、令和2年度から令和6年度にかけて増加傾向にあり、市内唯一の設置校である第四小学校さつき学級では、令和7年4月当初時点で、53名の児童が在籍している状況です。これは、他自治体の自閉症・情緒障害特別支援学級と比較しても、多い状況となっています。本委員会において、交流及び共同学習の実施、安全面への配慮、通学における課題などの協議があり、早急な対応が求められています。

ことばや聴こえの相談については、本市教育相談室で相談を受け付けるとともに、近隣市等とも連携し、支援を行っています。しかしながら、構音や吃音の相談について、例年一定数の相談があることから、より一層の充実を図る必要があります。

【具体的な取組】

ア. 自閉症・情緒障害特別支援学級の児童・生徒の増加への対応

- ・今後も市内小学校の児童数の増加が予想されており、自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する児童も増加していることから、新たに小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級の設置に向けて準備を進めています。
- ・中学校においても、自閉症・情緒障害特別支援学級の生徒数の状況に注視し、設置について検討していきます。

イ. ことばや聴こえの相談の充実

- ・教育相談室で相談を受けた後、必要に応じて、ことばの訓練を行ったり、連携している近隣市の通級指導学級を紹介し、つなげたりするなど、今後も支援の充実を図ります。
- ・ことばの相談が一定数あることから、現状の相談内容や件数を分析し、近隣市等の取組について研究を進め、言語障害通級指導学級の設置について、準備を進めています。(附属資料 P40参照)

(3) 教育相談、就学相談の充実

目標指標

指標内容	基準値 (令和5年度)	中間値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
【全国学力・学習状況調査】「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか」に肯定的な回答をした児童・生徒の割合	児童 64.3% 生徒 63.5%	児童 67.0% 生徒 66.0%	児童 70.0% 生徒 68.0%

「第3次国分寺市教育ビジョン」より

取組項目 学校や関係機関と連携した教育相談の充実

本市では、児童・生徒の様々な悩みや問題に対し、個別に相談に応じ、その健全な育成を助成するために教育相談室を設置し、教育相談を実施しています。

教育相談室では、児童・生徒や保護者の悩みや思いを丁寧に聞き取り、その背景や改善の方策と一緒に整理し、解決の方向を検討しています。児童・生徒の活動範囲は様々ですが、やはり学校が占める割合は大きく、学校においてどのように活動し、困難さを抱えているかは、教育相談の重要なポイントになっています。そのため、教育相談室では、保護者に学校と連携することの承諾をいただいた上で、学校の管理職や担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等と情報の共有、支援方法の検討などを行っています。

現在の教育相談件数の増加や複雑化・多様化する課題に対応するため、これまでの取組の改善を図るとともに、学校や関係機関により一層連携し、相談者に寄り添いながら、課題の解決に向けて取り組むことが重要です。

【具体的な取組】

ア. 教育相談室と学校の連携の充実

- ・相談員と学校の教職員が、児童・生徒や保護者が抱える課題について協議し、課題の解決に取り組みます。
- ・継続的な相談が必要なケースでは、相談員が学校を訪問し、授業観察や教職員と協議を行う巡回相談を実施し、支援の充実を図ります。
- ・デジタルを活用した市内小・中学校等との情報共有の手法などについて、具体的な改善策の検討を進めます。

イ. 課題解決に向けた取組

- ・児童・生徒や保護者が抱える課題に対して、教育相談室では、ケース会議を実施し、学校との連携をとおして、課題の解決に取り組みます。
- ・言語能力や自己認識能力が発達途上で、言語による面接（言語による自己表現）が難しい児童に対して、プレイセラピーを通して、情緒的な課題に対する支援を行います。
- ・児童・生徒や保護者が抱える課題を明らかにし、解決の方向性を共有し、年度内の解決を目指します。解決が図られない場合は、ケース会議等を開催し、継続して相談を行うことや適切な関係機関へ引き継ぎます。

取組項目

適切な支援や教育につながる就学相談の充実

就学相談の件数が増加傾向にあり、特別支援教育や発達障害への理解が進んだことなど要因は様々考えられますが、障害のある子どもたち一人ひとりに応じた適切な教育を検討する機会が増えていることは望むべき傾向と捉えています。しかしながら、件数の増加に伴い、相談時間の確保や個別支援委員会における審議件数の調整等の課題が生じてきています。

また、就学を迎える子どもやその保護者にとって、自分にあった学びの場を選択することは容易ではありません。特に保護者は就学相談を進めるにあたって、学びの場の選択、就学後の学校生活、さらに進学などに不安や悩みが生じてきます。これらに対して、思いを受け止め、丁寧に相談を進めていくことが重要です。

以上のことから、就学相談システムの改善を図りながら、特別な支援を必要とする子ども一人ひとりに、適切な支援や教育が提供されるよう、学校、関係機関と連携して、引き続き丁寧な就学相談を行っていきます。

【具体的な取組】

ア．学校、関係機関、教育相談室の連携の充実

- ・教育相談室を中心に、児童発達支援センターつくしんぼとの定期的な連絡会を実施します。
- ・園や医療などの関係機関との連携を密にしながら、保護者との就学相談における情報共有と方針検討を丁寧に進めます。
- ・子どもの実態を的確に捉え、教育的支援に繋げるために、就学前施設での観察や行動観察会を実施します。

イ．就学相談の機能の充実

- ・個別支援委員会での審議件数の増加に対応するため、ICTを活用した運営方法や審議の在り方等を検討します。
- ・各学校においては、学校生活支援シートを活用しながら、校内委員会等の相談体制を整備し、児童・生徒の適応状況や障害特性の変化を継続的に把握するとともに、保護者との信頼関係を大切にした上で、就学先の変更も含めた支援の在り方を柔軟に見直していきます。
- ・教育相談室では、個別支援委員会の審議を通じて継続的な検討が必要と判断された児童・生徒について、次年度の巡回相談の対象として状況の観察や支援の在り方の確認を行います。
- ・学校においては、個別支援委員会の結果や校内委員会の記録を基に、保護者と個人面談等で情報を共有しながら今後の方針を協議し、必要に応じて個別支援委員会の再審議を申請することができるよう、柔軟で丁寧な相談活動を継続します。
- ・教育委員会では、子どもが就学を迎える保護者を対象とした特別支援教育説明会を2月頃に設定し、就学相談の円滑な実施を図ります。
- ・就学相談等の申込み希望数を早期に把握し、個別支援委員会の審議を計画的に実施していくため、各種相談の申込期限の目安を設定します。(附属資料 P40 参照)

(4) 多様性を尊重する教育の推進

目標指標

指標内容	基準値 (令和5年度)	中間値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
多様性にかかる学習や取組を教育課程に位置付け、実施している学校数	13校	15校	15校

「第3次国分寺市教育ビジョン」より

取組項目 多様性を認め合う学びの機会の確保

グローバル化が進んだ社会においては、多様性を尊重する意識や態度、豊かな国際感覚を身に付けることが求められています。特に、少子高齢化、人口減少社会においては、これまで以上に誰もが能力を発揮できる社会の実現を目指し、アンコンシャス・バイアス*の解消、ジェンダー平等や男女共同参画の推進、多様な性を理解し尊重する意識を醸成する取組を通して、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会を形成することが必要です。また、『国分寺市すべての人を大切にするまち宣言*』を踏まえ、外国にルーツを持つ子どもへの支援や、LGBTQ*の方などの人権課題に係る学習など、障害のある児童・生徒への指導・支援にとどまらず、多様性を認め合う指導を引き続き進め、共生社会の形成に向けた素地を養います。

【具体的な取組】

ア. 多様性に関わる学習や取組の実施

- 各学校の人権教育の担当者で構成する人権教育推進委員会を開催し、LGBTQ などに係る学習について、取組の共有と研究を進め、指導の充実を図ります。
- 特別支援学級における合同宿泊行事（小学校）や合同学習発表会（小・中学校）、特別支援学級交流会（知的）を通して、特別支援学級間の交流を進め、より多くの他者と出会い、学ぶ機会を設定します。
- 児童会・生徒会フォーラムを開催し、市内小・中学校の児童・生徒が協議を通して、他者と関わり合い、多様性を認め合う機会を設定します。

イ. 日本語指導の充実（附属資料 P41 参照）

- 日本語指導を必要とする児童・生徒の状況をより正確に把握するため、チェックリストを活用して実態を把握し、より早期に支援を得ることができます。
- 児童・生徒が学校において日常生活及び学習活動を営む上で最低限必要となる基礎的な日本語を指導するため、日本語指導員を配置します。
- 日本語指導員による指導を終えた後、必要に応じて、人権平和課による「日本語支援センター」や「こいがくぼ国際教室」の利用など、関係課と連携し、日本語学習のサポート制度の充実を図っていきます。

(5) 学びの多様化への対応

目標指標

指標内容	基準値 (令和5年度)	中間値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
不登校児童・生徒全員が学校内外の機関の指導や相談につながっている学校数	4校	10校	15校

「第3次国分寺市教育ビジョン」より

取組項目 不登校児童・生徒の教育環境の整備

不登校の要因は、発達の段階で生じる悩みや不安など様々あり、取り巻く環境によっては、どの児童・生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校を問題行動であると受け取られないよう配慮することが重要です。学校と教育委員会等が連携し、不登校児童・生徒の状況を丁寧に把握するとともに、外部の専門機関とも連携を図り、教育機会の確保に向け、サポート教室やトライルーム、オンライン授業、バーチャル・トライルーム*等を活用しながら、それぞれの状況に応じた必要な支援を行い、社会的自立等へつなげていきます。

【具体的な取組】

- ア. 不登校児童・生徒への特別支援教育の視点を踏まえた支援の推進(附属資料P41参照)
- ・不登校の要因は様々考えられ、コミュニケーションの苦手さなど個々の特性が関係している場合や周囲の音やにおいなどの環境の要因が影響している場合など、またそれらが複合的に関連している場合などがあることから、児童・生徒一人ひとりの状況を踏まえた個別の対応をしていきます。
 - ・学校では、校内委員会を開催し、特別支援教育コーディネーターや不登校対応担当教員が中心になって、環境調整や関係機関との連携等について検討を進めていきます。
 - ・デジタルを活用した児童・生徒と教員の双方向のやり取りや学習コンテンツの活用、オンライン授業等を実施するなどGIGA端末を積極的に活用し、児童・生徒の実態に合わせて実施していきます。

イ. トライルームの充実(附属資料P41参照)

- ・学習の機会と人の触れ合いの機会、多様な体験の機会を提供していきます。
- ・児童・生徒の思いを尊重しながら学校復帰や社会的自立を目指していることから、デジタルを活用したトライルームと学校の連携の充実を図ります。
- ・「トライルームひかり」と「トライルームほんだ」を開設し、市の西側と東側に在住する児童・生徒が通室しやすい環境を整えていることに加えて、不登校児童・生徒数の増加に伴い、市内3か所の目となるトライルームの開設の検討を行います。

ウ. サポート教室を活用した校内支援センターとしての効果的な運用

- ・校内委員会で対象となる児童・生徒への支援方法を検討し、児童・生徒一人ひとりの状況を踏まえた上で、サポート教室の運営を工夫します。
- ・教育相談・特別支援教育コーディネート推進委員会等において、サポート教室の効果的な運営方法の共有を図り、活用方法の工夫を図ります。

(6) 関係機関等との連携の強化

目標指標

指標内容	基準値 (令和5年度)	中間値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
ケース会議等の実施により関係諸機関との連携を図っている学校数	15校	15校	15校

「第3次国分寺市教育ビジョン」より

取組項目　関係諸機関等との連携の強化

児童・生徒とその保護者へ必要な支援を進めていく上では、関係機関等の連携を欠かすことはできません。特にスクールソーシャルワーカー*は、児童・生徒の様々な「困りごと」に応じて、環境へ働きかけ、関係機関と『つながり』ながら児童・生徒を中心とした支援のネットワークを作っていく役割を担っています。複雑化・多様化する課題を解決するために、スクールソーシャルワーカーが連携の中心となり、学校は児童・生徒の支援を行っている様々な関係諸機関とケース会議等を通じて情報共有を図り、課題解決に取り組みます。

また、令和3年9月施行の医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の目的に基づいて、医療的ケアを必要とする児童・生徒（以下、「医療的ケア児」といいます。）が学校において適切な医療的ケアやその他の支援が受けられるように、学校・保護者・医療・福祉等関係機関と連携し、環境・体制の充実に向けた検討を進めます。

【具体的な取組】

ア. スクールソーシャルワーカーの活用の推進

- 中学校にスクールソーシャルワーカーを配置して、原則中学校区の学校を巡回し、機動的なアウトリーチ*型の支援を行います。（附属資料 P42参照）
- 各学校のSSW担当者と密に連携を図り、担当校の校内支援委員会や教育相談部会等に出席した際は、児童・生徒が抱える課題に対する情報やアセスメントについて、情報共有を行うことで、福祉的視点から保護者及び教職員への助言を行います。
- 教育委員会が作成したスクールソーシャルワーカー活用ガイドラインに基づき、学校が効果的にスクールソーシャルワーカーを活用することができるよう、生活指導主任会や教育相談・特別支援教育コーディネート推進委員会等で、取組の共有を図ります。
- 月4回程度、スクールソーシャルワーカーが集合し、事例検討や教育資源の情報共有、関係機関等との協議を通して、課題の解決を目指します。

イ. ケース会議等の充実

- 児童・生徒が抱える課題の解決を、学校だけでなく、関係機関等との連携が不可欠であることから、積極的にケース会議を開催し、具体的な解決策について、協議します。

・対象となる児童・生徒やその家庭に必要な支援を明らかにし、どのように実施するのか、決定することを目的としてケース会議を開催し、生活指導主任会や教育相談・特別支援教育コーディネート推進委員会等で開催方法の研究を進めています。

・ケース会議の開催にあたっては、必要に応じて、クラスアシスタント等の支援員も参加者とともに、保護者と情報共有し、一層の充実を図ります。

ウ. 福祉等との連携

・こども家庭センターや児童発達支援センターつくしんば、児童相談所、障害児相談支援事業所、放課後等デイサービス、医療機関、少年センター、警察、保健所等、それぞれの児童・生徒に関わる様々な関係機関と連携し、切れ目のない支援体制の構築に向けた方策を検討します。

・福祉分野等の関係機関と連携を図り、小学校入学の際には、就学支援シート*の内容を引き継ぐことや障害児支援利用計画と学校生活支援シートの活用に努めます。

・福祉部局と連携して放課後等デイサービスや保育所等訪問支援事業等の福祉制度について更なる周知を図り、活用する児童・生徒への支援が円滑に行われるよう、学校と事業所が連携し、児童・生徒への支援体制の充実を図ります。

エ. 医療的ケア児への支援の充実

・医療的ケア児が学校において心身の状況に応じた適切な支援が受けられるように、国分寺市医療的ケア児支援関係者会議では、教育・保健・医療・福祉などの関係機関が相互に連携を図り、支援体制の充実に向けた検討を進めます。

・学校が安全に安心して医療的ケア児の受け入れができるようにするため、国分寺市立学校医療的ケア児看護師等派遣事業実施要綱に基づき、医療的ケアに係る看護師等を派遣し、適切な支援の充実に努めます。

附属資料

■特別支援教育を推進するまでの研修体系

研修内容	管理職	コーディネーター	特別支援学級担任	巡回教員	通常の学級教員	若手教員	中堅教員	支援員等
特別な支援を必要とする児童・生徒への支援	○	◎	○	○	◎	○	○	○
知的障害特別支援学級における指導の充実	○	○	○	○	○	○	○	○
自閉症・情緒障害特別支援学級における指導の充実	○	○	○	○	○	○	○	○
自立活動の特質を踏まえた指導・支援の充実	○	○	○	○	○	○	○	○
療育機関や福祉サービス等の社会資源の活用	○	○	○	○	○	○	◎	
特別支援教育の基礎・基本	○	○	○	○	○	◎	○	○

◎…主たる対象者 ○対象者

■令和8年度以降の研修について(案)

研修会名	令和8年度以降		研修内容		
夏季研修会	半日 × 4回	特別な支援を必要とする児童・生徒への支援			
		知的障害特別支援学級における指導の充実			
		自閉症・情緒障害特別支援学級における指導の充実			
		自立活動の特質を踏まえた指導・支援の充実			
若手教員育成研修	1年次	半日	特別支援教育の基礎・基本等		
	2年次	半日			
	3年次	半日			
中堅教諭等資質向上研修Ⅰ	11年次	全日	療育機関や福祉サービス等の社会資源の活用		

■副籍制度について

副籍制度は、特別支援学校に在籍する児童・生徒が、国分寺市立の地域指定校に副次的な籍を置き、交流を図ることで、同じ地域に生きる人間として、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合っていくことの大切さを学ぶ重要な場になると考えます。

交流活動には、学校だよりや学級だよりの交換等を中心とした「間接的な交流」と、当該児童・生徒が地域指定校の授業や学校行事に参加する「直接的な交流」があります。

【間接的な交流】	お便りの交換の方法には、①郵送をする、②都立特別支援学校の児童・生徒が地域指定校に届ける、③地域指定校の児童・生徒が都立特別支援学校の児童・生徒の自宅を訪問して手渡しする等の方法が考えられます。
【直接的な交流】	各教科や道徳科、特別活動（学級活動、児童会又は生徒会、小学校のクラブ活動）、総合的な学習の時間、外国語活動（以下教科等という）において、交流及び共同学習を行うことが考えられます。教科等における交流及び共同学習は、障害のある児童・生徒の指導上の必要性だけでなく、地域指定校の状況等を踏まえ、地域指定校の児童・生徒にとっても教育効果が高まるように、地域指定校と在籍校が連携して組織的・計画的に実施する必要があります。

■学校生活支援シートの活用

学校生活支援シートは、児童・生徒や保護者の希望を踏まえるとともに、児童・生徒を中心に、保護者や関係機関がそれぞれの役割分担を確かめ、必要となる支援を行っていくためのものです。また、これまで行ってきた支援を整理するとともに、支援に関する必要な情報を記載し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫性のある支援を行っていくためのものでもあります。さらに、指導や支援の成果、児童・生徒の変化、有効であった支援等を保護者と確認し、確実に引き継ぐためのものもあり、学校内における支援だけではなく、学校卒業後も適時・適切な支援を受けることができるよう、関係機関等と連携して学校生活を支えるという視点を持つことが大切です。

【学校生活支援シートの活用の流れ】

- (1)学校生活支援シートの作成が必要な児童・生徒を校内委員会で確認する。
- (2)年度当初の保護者会をはじめ、様々な機会を捉えて、学校生活支援シート作成の意義や活用方法等について説明する。
- (3)学校生活支援シートを基に、保護者との面談を学期ごとに行う。
- (4)関係機関等と会議を行う際には、必要に応じて保護者の出席を促すなどして、共通理解を図るようにする。
- (5)進学または転学に当たっては、保護者に学校生活支援シートの引継ぎについての確認を得た上で、進学先または転学先の学校へ引継ぐ。

【参考様式】

学校生活支援シート

フリガナ		性 別	学年・組
氏 名			
学 校		校長名	
		担任名	
備 考			

1 学校生活への期待や成長への願い（こんな学校生活がしたい、こんな子供（大人）に育ってほしい、など）	
本人から	
保護者から	

2 現在のお子さんの様子（得意なこと・頑張っていること、不安なことなど）	

3 支援の目標	
支援の具体化（合理的配慮）	
学校の指導・支援	家庭の支援
交流及び共同学習の実施に関して、本人及び保護者との合意の上、実施方針を記載する。	

4 支援機関の支援			
在籍校	年度	年 組	担任名:
	年度	年 組	担任名:
	年度	年 組	担任名:
	支援機関:		担当者: 連絡先:
	支援内容:		
	支援期間:	() ~ ()	
	支援機関:		担当者: 連絡先:
	支援内容:		
	支援期間:	() ~ ()	
	支援機関:		担当者: 連絡先:
	支援内容:		
	支援期間:	() ~ ()	

5 校内委員会及び個別支援委員会の記録

日時 令和 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等
日時 令和 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等
日時 令和 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等
日時 令和 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等
日時 令和 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等
日時 令和 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等
日時 令和 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等
日時 令和 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等
日時 令和 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等
日時 令和 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等
日時 令和 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等

6 成長の様子

[Large empty box for writing about growth.]

7 来年度への引継ぎ

[Large empty box for writing about handover to the next year.]

8 作成・更新の確認

校長印	令和 年 月 日			
作成担当者印				
保護者 氏名・印	令和 年 月 日			

■個別指導計画の活用について

学校生活支援シートに示された「学校の指導・支援」の中でも、学習に関する支援を具体化したものが個別指導計画です。個別指導計画は、児童・生徒一人ひとりの障害の状態等に応じたきめ細やかな指導を行うことができるよう、より具体的に指導目標や指導内容・方法を設定していきます。個別指導計画を作成するにあたっては、学校生活支援シートの内容を踏まえるとともに、学校における教育課程や指導計画等を考慮する必要があります。

【参考様式例】（小学校特別支援教室用）

令和 年度 個別指導計画

国分寺市立	小学校	年	組	氏名
在籍学級担任			特別支援教室担当	

◎指導目標（長期計画）

在籍学級での目標
特別支援教室での目標
(1)
(2)

◎短期目標と手立て及び評価

在籍学級	短期目標 (1) (2)	評価 • •
	手立て (1) (2)	

特別支援教室	短期目標 (1) (2)	評価 • •
	手立て (1) (2)	

校長印	担任印	担当印	時数	家庭での支援	保護者印

■ 学校教育におけるユニバーサルデザインの視点

【学習環境の整備】

1 場の構造化

整理整頓を徹底し、常に同じ環境で安心でき、落ち着いて授業に向かえるようにする。



2 刺激量の調整

掲示物の精選や余分な音の刺激を減らすこととで、必要な情報に集中できるようにする。



3 ルールの明確化

必要な場所に文字や絵でルールを示し、自らルールに気付き、守れるようにする。

4 互いを認め合う工夫

様々な個性を理解し合い、互いのよさを認め合えるような関わりを大事にする。



5 時間の構造化

授業をいくつかの活動に区切り、流れを明示し、見通しをもって参加できるようにする。

【指導方法の工夫】

1 焦点化

授業内の情報量を減らして、ねらいに集中できるようにし、思考や活動場面を増やす。



2 視覚化・情報伝達の工夫

大切な情報を視覚的に示し、再確認できるようにする。

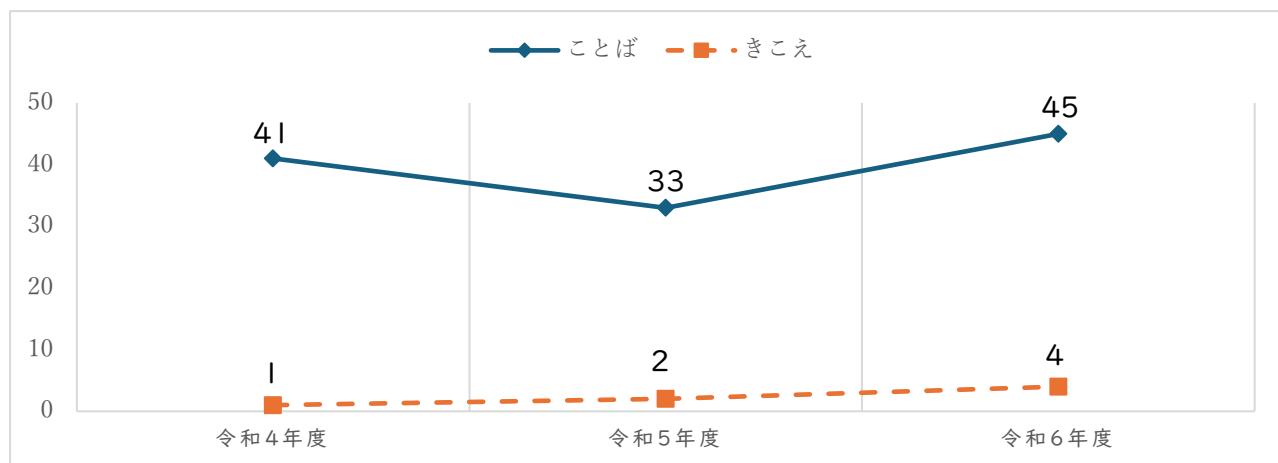
【参考】「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた学校の教育活動の推進について」平成29年3月 東京都教育委員会

■ 支援員等の職務一覧

学校には多様な人材が配置されており、児童・生徒を支援する仕組みが整っています。学校は、次の人物を効果的に活用することが重要です。

人材	対象	職務の内容
担任補佐	通常の学級	きめ細かな対応が必要な、小学校の低学年において、学級担任を補佐し、児童の学校生活をサポートする。
特別支援教育 クラスアシstant	通常の学級	通常の学級において、障害等のある児童・生徒の介助や支援を行い、学校生活への適応を促し、学級運営の充実を図る。
特別支援学級 介助員	特別支援学級	校長の指導のもと、特別支援学級において、対象児童・生徒の障害の程度に応じた身辺の介助を行う。
特別支援教育 支援員	特別支援学級 通常の学級	学校教育法施行令第22条の3に該当し、特別支援学校への就学が適当であると判定されたものの、総合的な判断により小・中学校へ就学した児童・生徒の日常生活上の介助又は学習上の援助を行う。
サポート教室支援員 サポート教室準支援員	通常の学級 特別支援学級	通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、校内に設置したサポート教室において個別指導等を行う。また、学校に通いづらい児童・生徒への個別支援を行う。

■ことばや聴こえの相談件数



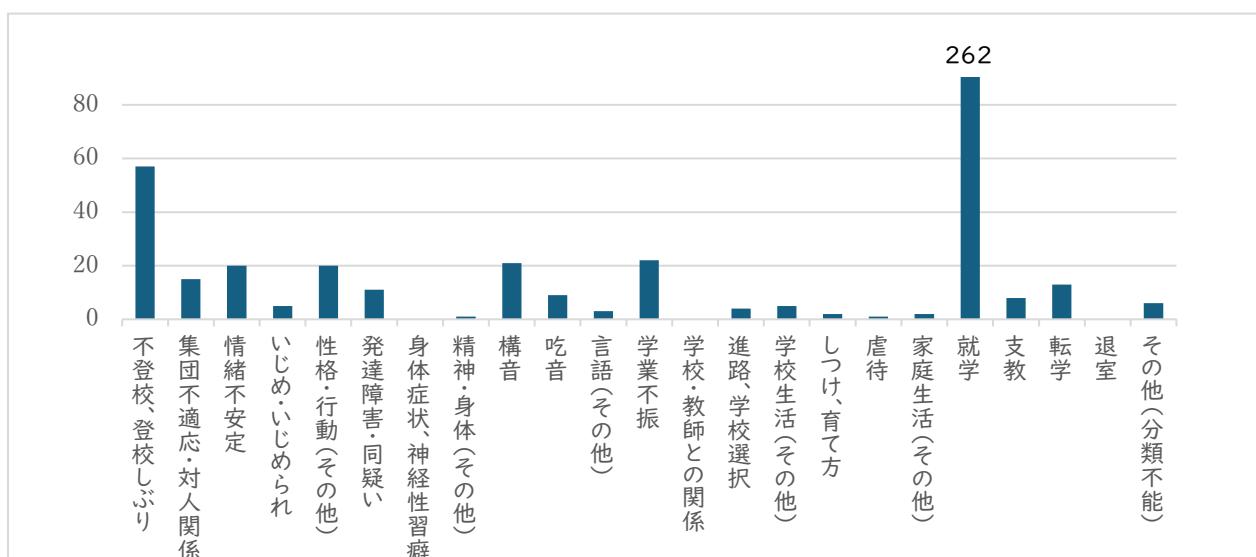
※相談及び訓練を実施した子どもの人数

■就学相談等における申込期限の目安（小学校及び中学校共通）

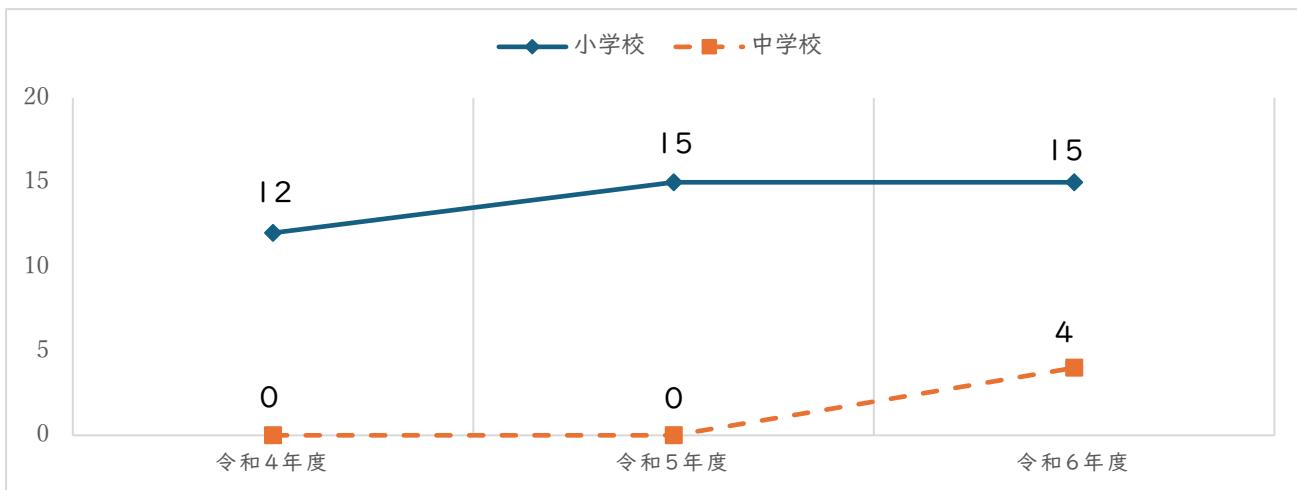
相談内容	対象	申込期限
就学相談	次年度入学者	入学の前年度4月から7月末まで
特別支援教室の入退室	年度途中の入室	その都度申し込み
	年度途中の退室	
特別支援学級・特別支援学校への転学等	次年度、1学期から入室 3学期まで退室	当該年度の1月中旬まで
特別支援学級・特別支援学校への転学等	転学等希望者	転学等を希望する前年度11月末まで

※上記の申込期限は目安であり、期限以降であっても、個別の状況によって対応する。

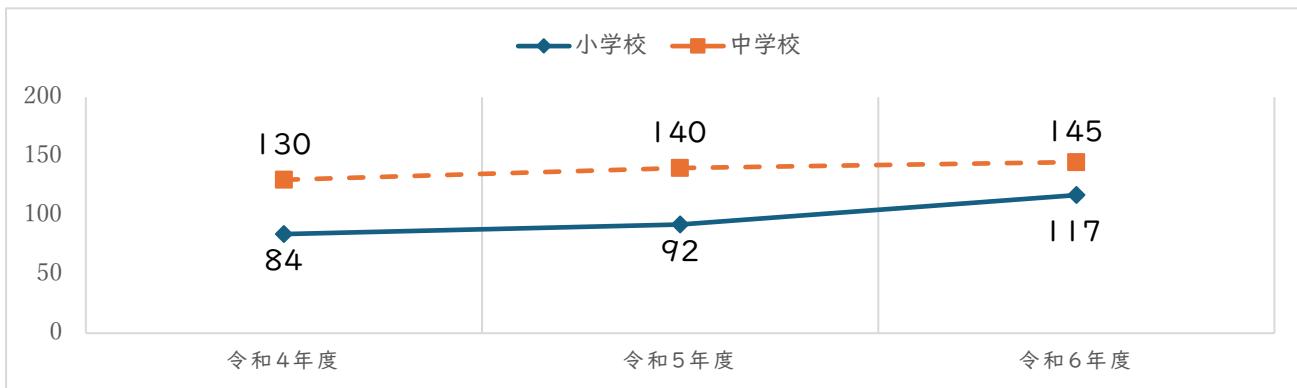
■令和6年度 教育相談主訴分類



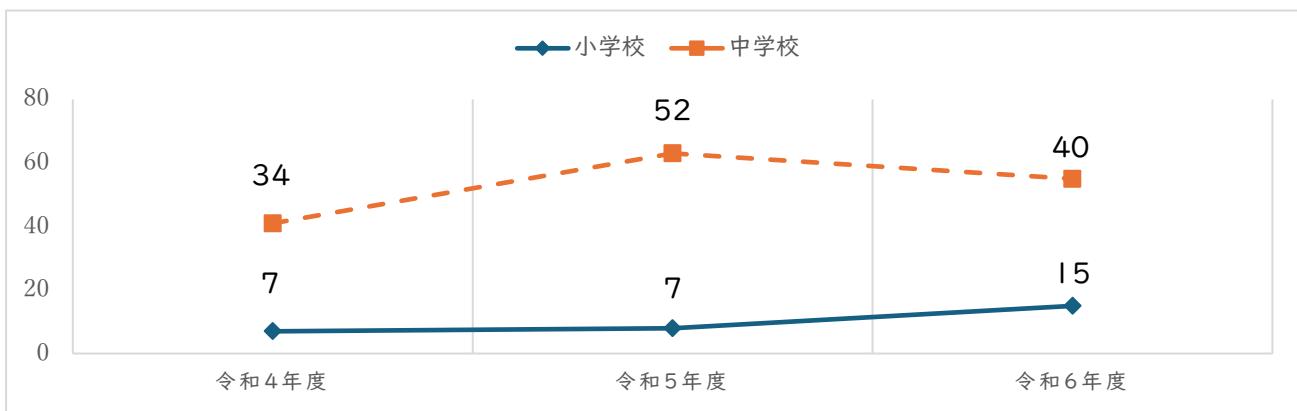
■日本語指導員による日本語指導を受けている児童・生徒数



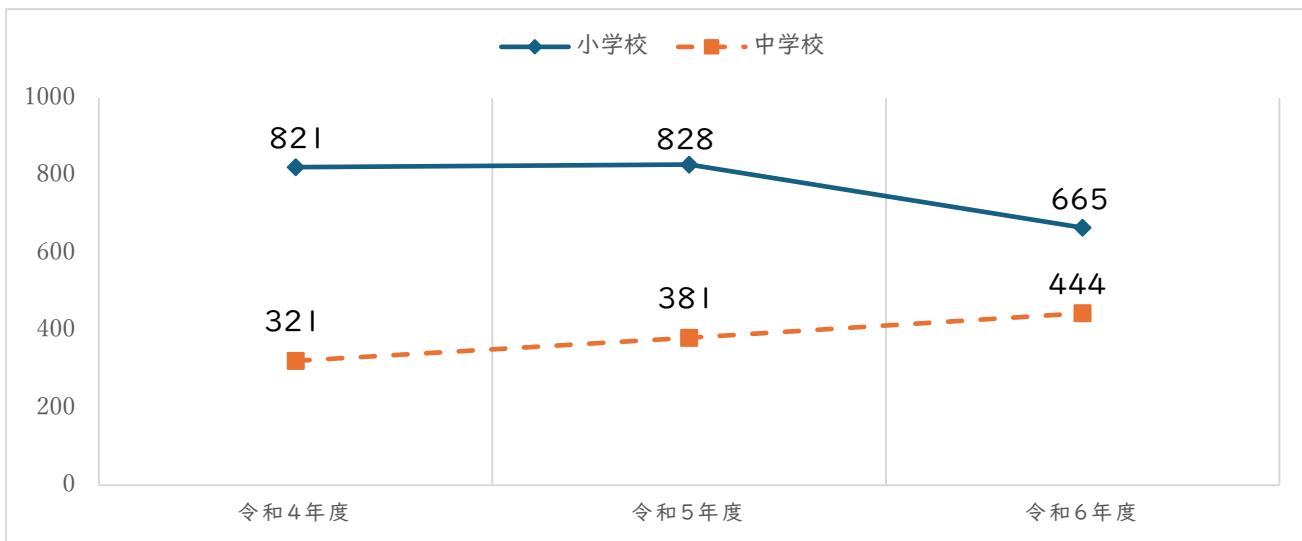
■国分寺市立小・中学校における不登校・児童生徒数



■トライルーム登録者数



■スクールソーシャルワーカーの支援の対象となった児童・生徒数



語注一覧

アウトリーチ	支援が必要な対象者のいる場所に、公的機関が出向いて積極的に働きかけること。
アンコンシャス・バイアス	無意識の偏見の意味で、自分自身では気付いていない「ものの見方や捉え方のゆがみや偏り」のこと。
合理的配慮	平成28年4月施行の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、示されたものです。障害のある児童・生徒が、平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するため、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある児童・生徒に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものを言います。学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において均衡を失した又は過度の負担を課さないものを指します。
就学支援シート	幼稚園や保育園で個々の幼児について配慮していることについて、保護者と共に作成し、あらかじめ小学校に伝えることで、円滑な就学が迎えられることを目的としています。
特別支援学校（知的障害・肢体不自由・視覚障害・聴覚障害・病弱）	特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、または病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を指導することを目的としている。
LGBTQ	Lesbian（レズビアン、性自認が女性で同性を好きになる人）、Gay（ゲイ、性自認が男性で同性を好きになる人）、Bisexual（バイセクシュアル、両性を好きになる人）、Transgender（トランスジェンダー、性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人）、や Questioning（クイアやクエスチョニング、自らの性の在り方について、特定の枠に属さない、あるいは分からない人）の頭文字をとった言葉。セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）を表す総称の一つとしても使われることがある。
ICT	Information and Communication Technology の略。情報処理及び情報通信などのコンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称のこと。
ユニバーサルデザイン	障害の有無・性別・人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいようにあらかじめ生活環境等をデザインする考え方。
ブログ	web に Log するという言葉の略。日記や記事などが継続的に作成・管理されるウェブサイトのこと。
バーチャル・トライルーム	東京都が提供する『バーチャル・ラーニング・プラットフォーム』を活用し、令和6年度から運用を開始した居場所と学びの場。インターネット上の仮想空間において、1人1台端末を通してコミュニケーションをとることができる。また、学習スペースや教室スペースなどの区画や自学自習用のWEB教材、プログラミング学習などのコン

	テンツを有しており、自分に合った学びを進めることができる。
特別支援教育コーディネーター	障害のある児童・生徒の発達や障害全般に関する一般的な知識をもち、保護者や関係機関との連絡調整役を担当する教員
スクールソーシャルワーカー(SSW)	社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有し、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等がある者。教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技能を有し、子どもが抱える課題に対して、関係機関等へつないで解決を図るなど、子どもの置かれた環境を整えるよう取り組んでいる。

令和3年12月10日に、すべての人の尊厳を守るために制定された宣言。以下全文。

すべての人はかけがえのない存在であり、すべての人の尊厳は守られるべきものです。

しかし、今もなお世界では尊厳が損なわれる事実が起きています。

いかなる理由による差別も受けることなく、すべての人が個人として尊重され、多様な生き方を相互に認め合える共生社会の実現のため、「国分寺市すべての人を大切にするまち」を宣言します。

- | 互いの立場を認め合う国分寺市
- | 互いの意見を認め合う国分寺市
- | 互いに助け合う国分寺市

令和3年12月10日 国分寺市

国分寺市特別支援教育推進委員会設置要綱

令和3年3月 25 日

要綱第1—2号

最近改正 令和7年3月 28 日

(設置)

第1条 第4次国分寺市特別支援教育基本計画(義務教育時)(令和4年2月策定)の成果と課題を踏まえ、令和8年度以降の特別支援教育の支援体制、年次計画等について検討するため、国分寺市特別支援教育推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討し、その結果を国分寺市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に報告する。

- (1) 第4次国分寺市特別支援教育基本計画(義務教育時)の見直しに関すること。
- (2) 特別支援教育の対象児童及び生徒への支援に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員 21 人以内をもって組織し、教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 公募により選出された市民 2人以内
- (2) 市立小中学校の保護者の代表者 6人以内
- (3) 識見を有する者 1人以内
- (4) 医師 1人以内
- (5) 都立特別支援学校の教諭 1人以内
- (6) 市立小中学校の校長 1人以内
- (7) 市立小中学校の通常の学級担任教諭 1人以内
- (8) 市立小中学校の特別支援学級担当教諭 2人以内
- (9) 市立小中学校の特別支援教室担当教諭 1人以内
- (10) 福祉部職員 1人以内
- (11) 子ども家庭部職員 1人以内
- (12) 教育部教育総務課長
- (13) 教育部学務課長
- (14) 教育部学校指導課長

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による報告をもって終了する。

(謝礼)

第5条 教育委員会は、第3条第3号及び第4号に掲げる委員に対し、謝礼を支払うものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育部学校指導課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

委員会名簿

	職名等	氏名
学識経験者	東京家政大学家政学部児童教育学科教授	半澤 嘉博
医療関係者	むさしの小児発達クリニック児童精神科医	川崎 葉子
公募市民	公募市民	井出 怜奈
	公募市民	風岡奈穂子
保護者代表	国分寺市立第十小学校保護者(通常の学級代表)	吉岡 金時
	国分寺市立第二小学校保護者(固定学級代表)	谷村 良枝
	国分寺市立第四小学校保護者(固定学級代表)	高森 友香
	国分寺市立第二中学校保護者(固定学級代表)	古川 貴子
	国分寺市立第三中学校保護者(固定学級代表)	乗原 えみ
	国分寺市立第二小学校保護者(特別支援教室代表)	草野 美幸
教育関係者	都立武蔵台学園主幹教諭(特別支援学校代表)	田中美江子
	国分寺市立第三中学校長(設置校長会代表)	植木 淳
	国分寺市立第六小学校主任教諭(通常の学級代表)	杉本亜紀子
	国分寺市立第四小学校主任教諭(固定学級代表)	片桐多香子
	国分寺市立第二中学校主任教諭(固定学級代表)	水野 雄二
	国分寺市立第五中学校主幹教諭(特別支援教室代表)	小堀 太一
市長部局	福祉部障害福祉課長	宮外 智美
	子ども家庭部子ども発達支援担当課長	前田 典人
教育委員会	教育総務課長	廣瀬 喜朗
	学務課長	村上 航
	学校指導課長	馬場 一平
	学校教育担当課長	關 友矩
事務局	指導主事	渡辺 大輔
	指導主事	稻村 望
	指導主事	柴田 慈
	指導係長	山田 和啓